

# 日田市教育行政実施方針

平成 29 年度～平成 33 年度

令和 2 年 4 月 1 日改定

未来を切り拓き、  
ふるさとを愛するひとづくり

日田市教育委員会

## 新たな「日田市教育行政実施方針」の策定にあたって

新たな「日田市教育行政実施方針」は、平成 24 年度から平成 28 年度を計画期間とした教育行政実施方針の取組を総括するとともに、平成 28 年 4 月に策定した「日田市教育大綱」で示された基本方針を実現するための具体的な取組を示すものであり、「第 6 次日田市総合計画」と連動し、かつ、国が策定した教育振興基本計画を参酌して策定するものです。

### 1. 方針策定の趣旨

現状と課題を的確に把握し、その解決や進展を図るための方策を明文化し、一貫したより良い教育の実現を目指すものです。

### 2. 方針の期間

平成 29 年度～平成 33 年度までの 5 年間とし、社会情勢等の変化にあわせ、適宜見直しを行います。

### 3. 方針の構成

「現状と課題」、「基本的な方向と今後の取組」及び「目標指標」で構成します。

### 4. 方針の体系・・・4 ページに記載

### 5. 方針の進行管理

日田市教育行政実施方針は、可能な限りの目標指標を掲げ、施策や事業の進捗状況の把握に努め、適宜、点検・評価を行い実施方針の進行管理に努めます。

※元号表記については、本方針作成時において、新元号が公表されていなかったため、「平成」で表記しています。新元号施行後は、新元号に読み替えるものとします。

## 日田市教育大綱

### 【基本理念】

「未来を切り拓き、ふるさとを愛するひとづくり」

### 【基本方針】

1. 夢と誇りを持って、たくましく生きる子どもを育てます。
2. 安全で安心な学校をつくります。
3. 地域とともに子育てをする優しいまちづくりをすすめます。
4. 誰でもいつでも学べる場と、スポーツや芸術に親しめる環境をつくります。
5. 咸宜園などふるさとの歴史と文化を守り、未来につなぎます。

## 教育行政基本方針

現在の教育環境を取り巻く状況は、人口減少と少子高齢化の進展、情報技術の飛躍的な進歩に加え、グローバル社会の発展等により、心豊かで充実した生活を送るための学習要求は増大し、多様化、高度化しています。こうした社会環境の変化にも、主体的に対応できる資質や能力を育成する教育が求められています。

このような中、本市では、平成 28 年 4 月、「未来を切り拓き、ふるさとを愛するひとづくり」を基本理念とした日田市教育大綱を策定し、学校と地域が一体となったふるさとを愛する心の育成や、安全安心な学校づくり、スポーツや芸術に親しめる環境づくりへの取組を進めています。

学校教育では、咸宜園教育の理念の下、地域の特性を生かした特色ある学校教育の展開を進め、子どもたち一人ひとりに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成し、夢と誇りを持って、たくましく生きる力をはぐくむとともに、安全で安心な学校づくりなど、教育環境の充実に努めます。

社会教育の分野では、日田市複合文化施設 A O S E（アオーゼ）を中核施設として、子どもから高齢者までの多様な学習要求に対応した、魅力ある学習機会や発表の場の提供などの充実を図るとともに、地区公民館などを活用し、地域とともに学び、育てる学習環境の整備に努めます。

これらの学校教育環境、社会教育環境を活用しながら、学校と地域がともに子育てをするやさしいまちづくりを推進します。

また、誰もがいつでも気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進するために、スポーツやレクリエーションの振興に努めます。

さらに、地域に残る豊かな自然、ふるさとの歴史と伝統にはぐくまれた文化財を貴重な財産として後世に伝えていくため、その調査・保存に努め、併せて教育や観光等様々な分野での活用を図ります。また、偉大な先哲である廣瀬淡窓が創設した咸宜園などが日本遺産として認定されたことから、これを契機とし、更に郷土の歴史を見つめ直す良い機会とし、温故知新を図り、郷土を愛する心をはぐくむとともに、引き続き、咸宜園の世界文化遺産登録に向けた取組を推進します。

また、人権教育や啓発活動においては、指導内容の工夫や指導的人材の育成を図り、互いに尊重しあえる社会の実現を目指します。

こうした認識の下、教育委員会では本実施方針を策定し、教育大綱に掲げた理念に向けて具体的に取り組んでいきます。

# 体 系

未来を切り拓き、  
ふるさとを愛するひとづくり

## I 《市民と共に創る教育行政の推進》

### I－第1 市民と共に創る教育行政の推進

1. 市民と共に創る教育行政の推進

## II 《学校教育の充実》

### II－第1 「夢と誇りを持って、たくましく生きる力」を育てる学校教育の推進

1. 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の充実
2. 小中連携・小中一貫教育の推進
3. 学校人権教育の充実

### II－第2 安全で安心な学校づくりの推進

1. 安全・安心な教育環境の確保
2. 豊かで適正な教育環境の整備
3. 家庭・地域と協働した学校づくりの推進
4. 安全・安心な学校給食の提供

## III 《社会教育の充実》

### III－第1 地域とともに学び、育てる、社会教育の推進と生涯学習社会の形成

1. 社会教育の推進
2. 市民の学習意欲を支えるための基盤の整備
3. 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実
4. 社会教育における人権教育の充実
5. 博物館の機能の充実
6. 図書館機能の充実と読書活動の推進

### III－第2 誰もがスポーツに親しめる環境づくり

1. スポーツ・レクリエーションの振興

## IV 《文化芸術の振興》

### IV－第1 ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用

1. ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用
2. 保存と活用に向けた環境の整備
3. 愛護意識の高揚と愛護活動への支援
4. 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録

### IV－第2 誰もが文化・芸術を親しみ、学べる環境づくり

1. 誰もが文化に接することができる環境の整備

## 目 次

|   |      |
|---|------|
| I 《市民と共に創る教育行政の推進》  | P 9  |
| I－第1 市民と共に創る教育行政の推進                                       | P 9  |
| 1. 市民と共に創る教育行政の推進   | P 9  |
| <主な取組>  |      |
| ①市民と共に創る教育委員会づくりの推進                                       | P 9  |
| II 《学校教育の充実》  | P 10 |
| II－第1 「夢と誇りを持って、たくましく生きる力」を育てる                            |      |
| 学校教育の推進   | P 10 |
| 1. 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の充実                                    | P 10 |
| <主な取組>  |      |
| ①咸宜園教育の理念を生かした学校経営の推進                                     | P 10 |
| ②確かな学力の育成   | P 11 |
| ③豊かな心の育成  | P 12 |
| ④健康・体力づくりの推進  | P 14 |
| ⑤いじめ・不登校対策の充実・強化  | P 15 |
| ⑥一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実                               | P 17 |
| ⑦教育センター機能の充実  | P 19 |
| 2. 小中連携・小中一貫教育の推進   | P 20 |
| <主な取組>  |      |
| ①小中連携教育の推進  | P 20 |
| ②小中一貫教育の推進  | P 20 |
| ③小中一貫校におけるコミュニティ・スクールの推進                                  | P 21 |
| 3. 学校人権教育の充実  | P 22 |
| <主な取組>  |      |
| ①学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進                                     | P 22 |
| ②人権に関する知的理解と人権感覚を育て、差別をなくす実践行動に<br>つながる人権教育の指導内容及び指導方法の充実 | P 23 |
| ③教職員研修の充実   | P 24 |
| ④家庭、地域や関係機関・団体及び各校種間との連携                                  | P 25 |
| II－第2 安全で安心な学校づくりの推進                                      | P 27 |
| 1. 安全・安心な教育環境の確保  | P 27 |
| <主な取組>  |      |
| ①安全・安心で快適な学校施設整備の推進                                       | P 27 |
| ②児童生徒の安全確保  | P 29 |

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| 2. 豊かで適正な教育環境の整備              | P 29 |
| <主な取組>                        |      |
| ①教育環境整備事業の推進                  | P 29 |
| ②安心して学べる支援事業の推進               | P 31 |
| 3. 家庭・地域と協働した学校づくりの推進         | P 32 |
| <主な取組>                        |      |
| ①家庭・地域と協働した学校づくりの推進           | P 32 |
| 4. 安全・安心な学校給食の提供              | P 33 |
| <主な取組>                        |      |
| ①安全かつバランスの取れた食事の提供            | P 33 |
| ②施設の適正な維持管理                   | P 34 |
| ③施設の在り方と効率的な運用                | P 34 |
| ④学校給食費の未納問題解消                 | P 35 |
| Ⅲ 《社会教育の充実》                   | P 36 |
| Ⅲー第1 地域とともに学び、育てる、社会教育の推進と    |      |
| 生涯学習社会の形成                     | P 36 |
| 1. 社会教育の推進                    | P 36 |
| <主な取組>                        |      |
| ①充実した社会教育の実施                  | P 36 |
| ②社会教育における専門性を持った人材の育成         | P 37 |
| 2. 市民の学習意欲を支えるための基盤の整備        | P 37 |
| <主な取組>                        |      |
| ①生涯学習施策の総合的推進のための連携の促進と強化     | P 37 |
| ②地域の独自性を尊重した生涯学習推進のための学習環境の整備 | P 38 |
| 3. 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実       | P 39 |
| <主な取組>                        |      |
| ①子育てを地域全体で行う                  |      |
| 「協育」ネットワーク(地域・公民館・学校)の充実      | P 39 |
| ②「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発       | P 40 |
| 4. 社会教育における人権教育の充実            | P 41 |
| <主な取組>                        |      |
| ①社会教育における人権問題への取組の充実・支援       | P 41 |

|                                      |      |
|--------------------------------------|------|
| 5. 博物館の機能の充実                         | P 42 |
| <主な取組>                               |      |
| ①博物館施設の機能の充実                         | P 42 |
| ②所蔵資料の整備・充実                          | P 43 |
| ③体験学習の場の提供及び調査研究の実施                  | P 44 |
| 6. 図書館機能の充実と読書活動の推進                  | P 44 |
| <主な取組>                               |      |
| ①蔵書の新陳代謝の推進と蔵書管理の効率化<br>及び利用者サービスの充実 | P 44 |
| ②施設活用の促進と各種グループ等の活動支援                | P 46 |
| ③公民館との連携による遠隔地サービスの充実                | P 46 |
| ④学校及び福祉保健関係課との連携                     | P 47 |
| ⑤魅力ある施設環境の提供と利便性の向上による利用の促進          | P 48 |
| Ⅲー第2 誰もがスポーツに親しめる環境づくり               | P 48 |
| 1. スポーツ・レクリエーションの振興                  | P 48 |
| <主な取組>                               |      |
| ①スポーツ実施率の向上                          | P 48 |
| ②競技スポーツの振興                           | P 49 |
| ③スポーツによる交流人口の増加                      | P 50 |
| ④施設利用の向上                             | P 51 |
| ⑤スポーツボランティアの振興                       | P 52 |
| Ⅳ 《文化芸術の振興》                          | P 53 |
| Ⅳー第1 ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用         | P 53 |
| 1. ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用           | P 53 |
| <主な取組>                               |      |
| ①歴史・文化の保存と活用に向けた取組の充実                | P 53 |
| 2. 保存と活用に向けた環境の整備                    | P 54 |
| <主な取組>                               |      |
| ①保存と活用に向けた環境の整備                      | P 54 |
| 3. 愛護意識の高揚と愛護活動への支援                  | P 56 |
| <主な取組>                               |      |
| ①文化財の普及啓発の推進                         | P 56 |



|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 4. 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録 .....      | P 57 |
| < 主な取組 >                           |      |
| ① 咸宜園教育研究センターの取組と世界文化遺産登録の推進 ..... | P 57 |
| IV-第2 誰もが文化・芸術を親しみ、学べる環境づくり .....  | P 59 |
| 1. 誰もが文化に接することができる環境の整備 .....      | P 59 |
| < 主な取組 >                           |      |
| ① 文化活動及び鑑賞のための機会の充実 .....          | P 59 |
| ② 人材の育成及び確保 .....                  | P 60 |
| ③ 情報の発信及び収集 .....                  | P 60 |
| ■用語の解説 .....                       | P 62 |

# I 《市民と共に創る教育行政の推進》

## I-第1 市民と共に創る教育行政の推進

### 1. 市民と共に創る教育行政の推進

#### ①市民と共に創る教育委員会づくりの推進

<現状と課題>

◆ 教育委員会が学校現場や地域の実情を反映した教育行政を推進していくには、学校や地域との情報の共有を図り、現場の実情を把握することが重要です。このため、平成 27 年 10 月には、多様な市民の意向を教育行政に反映させることを目的として教育委員の 2 名の増員を行いました。その他、広報紙やホームページ、パブリックコメント等を活用して、教育委員会の公開を周知し、各施策を情報公開するとともに学校訪問や教育懇談会等を実施し、現場との意見交換の場の設定に取り組んでいます。

そのような状況の中、教育施策においては、教育委員が絶えず現場の状況を正しく把握したうえで、意見を反映させることが必要であり、政策形成過程へのさらなる参画を進める必要があります。

また、平成 26 年に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の主旨に基づき、教育行政の責任体制の明確化や、市長との連携、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制等を構築していかなければなりません。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 教育委員会と学校、地域が情報を共有し、学校現場の実情が反映された教育行政を推進し、教育委員会の活性化を目指して、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 積極的な情報公開・情報把握の推進

- ・ 広報紙やホームページを活用し、教育委員会の開会日などの事前広報、議事録をはじめ教育施策や予算、イベント情報等や、教育委員の教育に対する思いや考えを掲載するなど、積極的な公開に努めます。
- ・ 教育委員の増員により、学校行事等へ参加する機会を増やし、その実態や実情を把握するとともに、学校施設訪問や育友会との意見交換を定期的実施します。
- ・ 教育委員の活動を積極的に情報発信することで、市民の教育委員会への理解を深める取組を進めます。

#### (2) 事務の執行状況等の点検評価及び公表制度の導入

- ・ 効果的な教育行政の推進と、市民への説明責任を果たすことを目的に、教育委員会の事務の管理・執行状況については、PDCAサイクルを基本として毎年点検・評価し、その結果を広く市民に公表します。

### (3) 教育委員会の活性化に向けた取組の推進

- ・ 市の教育行政における各施策に教育委員の意見が十分反映されるよう、政策に関する意思形成過程への委員の参画を積極的に進めます。
- ・ 総合教育会議を活用し、市長との積極的な協議・調整を行い政策の方向性を共有し、一致して執行にあたります。
- ・ 教育委員が市町村教育委員研究協議会等の研修会に積極的に参加し、教育行政全般について理解を深め、教育委員会運営の活性化に努めます。

## Ⅱ 《学校教育の充実》

### Ⅱ－第1 「夢と誇りを持って、たくましく生きる力」を育てる学校教育の推進

#### 1. 子どもの力と意欲を伸ばす学校教育の充実

##### ① 咸宜園教育の理念を生かした学校経営の推進

###### <現状と課題>

- ◆ 現在、市内すべての小・中学校では、「日田市学校教育の方針（学校版）」に、「咸宜園教育の理念」を生かした学校経営が位置づけられ、特色ある取組を行っています。

また、淡窓先生の功績や咸宜園の教えを学ぶだけでなく、その教えを児童生徒個人や集団での生活に生かしていく学習を推進しているところです。平成27年に咸宜園が日本遺産に認定されたことにより、今後も咸宜園教育の理念を生かした学校経営のさらなる充実をめざしてまいります。

###### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 咸宜園教育の理念を生かした学校経営の充実を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

##### (1) 「日田市学校教育の方針」に咸宜園教育の理念を位置づけた取組の充実

- ・ 咸宜園教育の理念を各学校の教育の重点に位置づけ、学校の特色を生かした学校経営に取り組みます。
- ・ 淡窓先生の功績や咸宜園の教えを学ぶ学習を行い、さらにその教えを児童生徒個人や集団での生活に生かす学習を充実させていきます。
- ・ 学校だよりや学校ホームページ等を活用して、広報活動に取り組みます。

##### (2) 関係機関との連携

- ・ 日田市教育センター研修講座において、咸宜園教育の理念について学ぶ講座を開講し、教職員研修を推進します。
- ・ 咸宜園教育研究センターの事業と連携した取組を推進します。

## ②確かな学力の育成

### <現状と課題>

- ◆ 小学校の学力はおおむね定着していますが、中学校の学力の定着にまだ課題があります。特に、数学・英語の学力の定着・向上に向けて取り組む必要があります。

また、小・中学校ともに県・全国と比較して学習意欲に課題があることから、学習意欲を向上させていく必要があります。

### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 学力の定着・学習意欲の向上を図るために、以下の点を中心に取り組みます。

(1)「基礎的・基本的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学習意欲」を高める学習指導の充実など「わかる」「できる」授業の実現

ア 客観的な学力・学習状況把握のための学力調査（市・県・国）と学力向上対策の実施

- ・ 小学校第1学年～中学校第2学年の学年末に標準学力調査（市）を実施し、県・全国学力調査とあわせて、当該学年の学習内容の課題を補充し、確実な定着を図ります。

イ 「1時間完結型」「板書の構造化」「習熟の程度に応じた指導」「生徒指導の3機能を意識した問題解決的な展開の授業」などを示した「新大分スタンダード」の徹底による授業改善の推進

- ・ つけたい力を明確にした「新大分スタンダード」に基づく校内研究を要にした授業改善を推進します。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（いわゆる「アクティブ・ラーニング<sup>※注①</sup>」の視点からの授業改善）に取り組みます。
- ・ 児童生徒の実態に応じた習熟度別指導等の指導体制の工夫によるきめ細かな支援を実施します。
- ・ 漢字検定（小学校4・5・6年）英語検定（中学校1・2年）を全小・中学校で実施し、チャレンジ精神の高揚と学習意欲の向上を図ります。

ウ 日田市独自の補助教材を活用した学力の基礎・基本の定着

- ・ 「家庭学習の手引き」を活用して学習習慣を確立するとともに、小学校3・4年社会科補助教材「わたしたちの日田市」を活用して、問題解決的な展開の授業による学力向上に取り組めます。

エ ICT<sup>※注②</sup>活用による情報活用能力と思考力・判断力・表現力の向上に向けた授業改善の推進

- ・ 情報モラルに関する指導を充実し、ICT活用による情報活用能力や思考力・判断力・表現力の育成に向けて、タブレット等のICT機器を活用した教員の指導力の向上を図り、児童生徒の主体的な学習活動の充実を目指します。

(2) 学力向上の目標達成に向けた組織的な取組の確立

ア 各種マネジメントツールによる組織的な取組の推進及び検証改善サイクルの確立

- ・ 各学校は県教育委員会・市教育委員会による各種マネジメントツールを相互に連動させ、短期のPDCAサイクルで客観的・継続的に検証改善を図ります。
- ・ 目標達成を担う主任等を明確にし、連携・協働による学校体制の確立に取り組みます。
- ・ 中学校教科部会を機能させた教科指導力向上の仕組みを確立します。

(3) 中学校学力向上を目指した外部支援員による学習支援

- ・ 中学1・2年生の希望者を対象に水曜日の放課後や土曜日の補充学習を推進していきます。

| 指 標 名                                 | 現状値     |     | 平成 33 年度 |
|---------------------------------------|---------|-----|----------|
|                                       |         | 年度  | 目標値      |
| 児童生徒の学力（知識・技能、全国平均以上の児童生徒の割合）         | 小 63.8% | H28 | 小 67.0%  |
|                                       | 中 52.3% | H28 | 中 60.0%  |
| 児童生徒の学力（思考力・判断力・表現力等、全国平均以上の児童生徒の割合）  | 小 54.3% | H28 | 小 62.0%  |
|                                       | 中 51.8% | H28 | 中 55.0%  |
| 将来の夢や目標を持っている（肯定的回答の児童生徒の割合）          | 小 86.9% | H28 | 小 88.0%  |
|                                       | 中 73.5% | H28 | 中 75.0%  |
| 難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している（肯定的回答の児童生徒の割合） | 小 78.2% | H28 | 小 80.0%  |
|                                       | 中 71.5% | H28 | 中 73.0%  |
| 学校に行くのは楽しい（肯定的回答の児童生徒の割合）             | 小 81.0% | H28 | 小 87.0%  |
|                                       | 中 82.8% | H28 | 中 85.0%  |

③豊かな心の育成

<現状と課題>

- ◆ これまでに、すべての学校で道徳教育の全体計画・年間指導計画に基づいた、組織的な道徳の授業が実施されてきました。今後は平成 30 年度から順次、教科として実施される道徳の授業の充実に向け、指導方法の工夫改善に向け取り組んでいく必要があります。
- ◆ 各学校において、地域の特色を生かした先哲学習や多様な体験活動など、学校教育活動全体で取り組む道徳教育の充実が図られています。今後もさらなる道徳教育の充実や、ふるさとを愛する心の育成に向けた学習など、必要な支援を行っていく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 豊かな心の育成を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校全体で組織的に取り組む道徳教育の推進

- ・ 新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、教科として実施される道徳の授業の充実に向け、指導方法と評価方法の研修に取り組みます。

(2) 「廣瀬淡窓・咸宜園」を学ぶ学習、「地域の先哲」を学ぶ学習の推進

- ・ 先哲の教えや生き方に学ぶ学習を推進し、郷土を誇りに思い、郷土を愛する心を育みます。
- ・ 咸宜園教育研究センターと連携した学習を推進します。

(3) 多様な体験活動の実施

- ・ 各学校において、「ふるさとを愛する心」の育成を図るため、校外での体験活動や講師を招いての講演、指導等をとおして地域の魅力を学ぶ活動を行います。

(4) 学校図書館を活用した読書活動の推進

- ・ 豊かな心を育む読書活動の充実を図るため、学校図書館員をすべての学校に配置し、学校図書館の利活用促進、読書指導の強化を推進し、本好き、読書好きな子どもの育成に努めます。

(5) 家庭や地域との連携による豊かな心の育成

- ・ 豊かな心の育成を図るため、道徳の授業を公開するとともに、地域人材、外部人材を道徳教育に活用し、家庭や地域と連携した道徳教育の推進を図ります。
- ・ 地域と連携した道徳教育や地域の魅力を学ぶ学習により、地域に愛着を持つ子どもを育みます。

| 指 標 名                        | 現状値     |     | 平成 33 年度 |
|------------------------------|---------|-----|----------|
|                              |         | 年度  | 目標値      |
| 1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合         | 小 10.3% | H28 | 小 5.0%   |
|                              | 中 29.8% | H28 | 中 11.0%  |
| 自分の住んでいる地域が好き（肯定的回答の児童生徒の割合） | 小 —     | 新規  | 小 80.0%  |
|                              | 中 —     | 新規  | 中 80.0%  |

君は川流（せんりゅう）を汲め  
我は薪（たきぎ）を拾はん



#### ④健康・体力づくりの推進

##### <現状と課題>

- ◆ 平成 27 年度体力・運動能力等調査（小 1～中 3 悉皆）において「運動が好き」と答えた児童生徒の割合は、小中男子で県平均並みであり、小中女子で県平均を下回りました。

運動能力について、全国平均達成率は、小学校が 88.5%（85 項目/96 項目）、中学校が 79.2%（38 項目/48 項目）であり、大分県の全国比達成率（小学校 74.0%、中学校 25.0%）を大きく上回りました。

今後は、児童生徒が運動の楽しさや意欲が高まる授業づくりに加え、運動の日常化・習慣化につながる「一校一実践」を推進することにより、運動への愛好度や総合評価 C 以上の児童生徒の割合を高めていく必要があります。

- ◆ 運動部活動については、学習指導要領において、学校教育活動の一環として明記されており、一層の充実を図っていく必要があります。

小規模校における部活動の種目の存続や生徒輸送の安全確保が課題としてあげられます。

- ◆ 自分の健康を自ら守ることができる知識や実践力を身に付け、心身ともに健康な生活ができるよう、薬物乱用防止教育やアレルギー疾患に対する取組の充実に努めます。

- ◆ 成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものです。望ましい食習慣につながる食育を推進するために、市内小・中学校に栄養教諭を派遣し、食育の授業の充実を図る必要があります。

- ◆ 日田市の 12 歳児一人平均むし歯本数は、全国平均より多い状況が続いています。そのため、これまで行ってきた歯磨き指導や食に関する指導と併せ、学校におけるフッ化物洗口を実施することにより、すべての児童のむし歯予防を推進していく必要があります。

##### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 児童生徒のバランスの取れた体力・運動能力の育成と健やかな成長を促すため、以下の点を中心に取り組みます。

##### (1) 健やかで活力を高める学校体育や運動部活動の充実

- ・ 体育専科教員の活用などにより、運動の日常化・習慣化につながる学校体育の充実を図ります。
- ・ 中学校運動部活動における外部指導者を積極的に活用していきます。
- ・ 中学校における運動部活動のあり方や生徒輸送の安全確保等、諸課題に対応するために中体連との連携や保護者への理解・協力体制の構築に取り組んでいきます。

- (2) 自分の健康を自ら守り、心身ともに健康な生活につながる学校保健の充実
- ・ 「危険ドラッグ」を含む、薬物乱用防止教育を充実していきます。
  - ・ 医師会等関係団体と連携したアレルギー疾患に対する取組を充実していきます。
- (3) 望ましい食習慣につながる食育やむし歯予防対策の推進
- ・ 栄養教諭を活用した授業の実施などによる食に関する指導を充実していきます。
  - ・ 育友会やPTAと連携した保護者・家庭への啓発に取り組んでいきます。
  - ・ 学校におけるフッ化物洗口の導入等によるむし歯予防対策を推進していきます。

| 指 標 名                        | 現状値    |     | 平成 33 年度 |
|------------------------------|--------|-----|----------|
|                              |        | 年度  | 目標値      |
| 児童生徒の体力<br>(総合評価C以上の児童生徒の割合) | 小男 80% | H28 | 小男 81%   |
|                              | 小女 83% | H28 | 小女 84%   |
|                              | 中男 77% | H28 | 中男 78%   |
|                              | 中女 91% | H28 | 中女 92%   |
| 12歳児一人平均のむし歯本数               | 1.55本  | H27 | 1.0本     |

## ⑤いじめ・不登校対策の充実・強化

### ◎いじめ対策の充実・強化

#### <現状と課題>

- ◆ 日田市が策定した「日田市いじめ防止基本方針」を基に市内すべての小中学校において、平成26年3月に、いじめの未然防止策等を示した「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。今後も「校内いじめ防止等対策委員会」を中心に、校長のリーダーシップのもと、いじめ問題に対して組織的に対応していく必要があります。
- ◆ 平成27年度の問題行動等調査によると、日田市小中学校におけるいじめの認知件数は502件あり、解消率は、小学校76%、中学校79%、認知件数に対する一定の解消を含む解消率は97%でした。今後も情報収集（アンケート実施）・見守り活動の徹底などにより、早期発見に努めるとともに、早期解決に向けてきめ細かく丁寧に対応していく必要があります。
- ◆ 急速に進歩する情報化社会において、インターネットやスマートフォンの正しい利用に関する指導などの情報モラル教育を、より一層充実させていく必要があります。
- ◆ いじめ等の問題が複雑化・深刻化する場合も想定し、警察等関係分野の専門的知見の活用や関係機関・団体と連携した支援の充実・強化に努めます。



<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ すべての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止対策の充実や早期発見・早期対応の徹底を図るとともに、いじめが複雑化・深刻化する場合も想定し、関係機関と連携した支援の充実・強化を図ります。

(1) 未然防止対策の充実

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめの未然防止を含む組織的な生徒指導体制の構築を図ります。
- ・ ネットトラブルの未然防止対策として、正しいネット利用等の情報モラル教育のより一層の充実に努めます。

(2) 早期発見・早期対応の徹底

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談による、いじめに係る状況把握に努め、早期発見・早期対応の徹底を図ります。
- ・ ネットトラブル等新たな問題行動に対する教職員の対応力を高めるための研修体制を充実していきます。

(3) 関係機関等と連携した支援の充実・強化

- ・ 「日田市学校問題支援チーム」による専門的知見の活用や関係機関と連携した支援体制を充実していきます。
- ・ 生徒指導協議会と連携して、保護者・地域と一体となった健全育成活動を推進していきます。

◎不登校対策等の充実・強化

<現状と課題>

- ◆ 日田市が策定した「不登校未然防止・児童生徒支援アクションプラン」を参考に、市内すべての小・中学校において「不登校対策プラン」を作成し、不登校未然防止対策の充実に取り組んできました。今後も不登校出現率の低減に向けて、教職員研修の充実と校種間の連携を推進していく必要があります。

- ◆ 平成 27 年度の不登校児童生徒数は、57 名となっています。今後も教育相談などによる児童生徒理解や支援に努めるとともに、家庭や関係機関との連携を密にして、組織的な不登校未然防止に取り組む必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ すべての子どもたちにとって魅力ある学校づくりを推進し、不登校出現率の低減に向けた未然防止対策の充実と不登校の兆候の早期発見・早期対応に努めます。  
また、福祉・医療等の関係機関とも連携し、不登校等の子どもの学校復帰に向けた支援の充実を図ります。

(1) 未然防止対策の充実

- ・ 校長のリーダーシップの下、「不登校対策プラン」に基づき、不登校の未然防止を含む組織的な取組を推進します。
- ・ 不登校の未然防止に向けた教職員研修の充実と小中引き継ぎシートを活用した校種間の連携を推進します。

(2) 早期発見・早期対応の徹底

- ・ 「あったかハート1・2・3」運動の徹底に努めます。  
欠席1日目＝電話連絡（状況確認、受診確認、励まし等）  
欠席2日目＝電話か家庭訪問（症状の具体的な把握等）  
欠席3日目＝家庭訪問（再登校の不安の解消や励まし等、体調確認等）  
欠席3日以上 組織対応開始（校内不登校対策委員会が中心）
- ・ 欠席把握シート（月3日シート）の活用による児童生徒の欠席状況の把握と組織的対応の徹底を図ります。

(3) 学校復帰に向けた支援の充実

- ・ スクールカウンセラー※注③、スクールソーシャルワーカー※注④、臨床心理士、心の相談員※注⑤等を活用した相談体制の強化と学校復帰支援の充実を図ります。
- ・ 適応指導教室「やまびこ学級」や福祉、医療等の関係機関との連携を強化していきます。

| 指 標 名       | 現状値     |     | 平成 33 年度 |
|-------------|---------|-----|----------|
|             |         | 年度  | 目標値      |
| いじめの解消率     | 小 76%   | H27 | 小 88%    |
|             | 中 79%   | H27 | 中 88%    |
| 不登校児童生徒の出現率 | 小 0.41% | H27 | 小 0.30%  |
|             | 中 2.22% | H27 | 中 2.10%  |

⑥一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導の充実

<現状と課題>

- ◆ 特別支援教育に係る校内委員会の開催や補助職員の配置、相談体制の充実等により、各学校における支援体制の整備は進んでいますが、特別な支援を必要とする児童生徒数は現在も増加傾向にあり支援の必要性は益々高まっています。早期からの一貫した支援を進めていくため、きめ細かな指導体制の充実が必要です。  
また、特別支援教育に対するニーズの拡大に対応するとともに、児童生徒の可能性を最大限伸ばせるよう、教職員の専門性を向上させていく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 障がいの状況を的確に把握し、一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を進めていくため、以下の点を中心に取り組みます。

- (1) 校内における就学指導及び相談体制の充実
  - ・ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を充実させ、特別支援教育に対する保護者の理解促進や就学等の相談・指導の充実を図ります。
  - ・ 児童生徒のニーズに応じた特別支援学級の配置及び支援学級・通級指導教室における指導の充実を図ります。
  - ・ 特別支援学級及び支援を必要とする通常学級在籍児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の策定を進めます。
  
- (2) 障がいのある児童生徒に対する教育支援体制整備と支援の充実に向けた協議を行う特別支援連携協議会の充実
  - ・ 一貫した支援につなげていくため、「個別の教育支援計画」策定のためのひたつき支援ファイルの取得や有効活用を進めます。
  - ・ 保護者等からの相談体制の充実を図ります。
  - ・ 早期からの支援を継続させていくために、幼稚園・保育園・こども園との連携を進めます。
  - ・ 関係機関との連携のあり方を探るため、特別支援連携協議会での研修を深めます。
  
- (3) 特別支援教育活動サポート事業の推進
  - ・ 支援が必要とされる学校へ適正な人材を派遣するために、支援を必要とする児童生徒の的確な情報収集を進めるとともに、関係機関における情報の共有を図ります。
  - ・ 児童生徒一人ひとりのニーズに応じた補助職員の適正な配置を進めるとともに、支援の充実に向けて適正な人材の確保とスキルアップのための研修の充実を図ります。
  
- (4) 教職員の専門性の向上
  - ・ 合理的配慮の提供に対応できる特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図るため、特別支援学校のコーディネーター等を講師に研修会を開催します。
  - ・ 全教職員が特別支援教育に関する指導力を高めるため、教育センターの研修講座等を活用し研修への参加を促進します。
  - ・ 特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。
  - ・ 教育課程研究協議会の特別支援教育部会での研修等を活用し、専門的な指導力の向上を図ります。
  
- (5) センターの機能を持つ特別支援学校との連携推進
  - ・ 専門家チーム会議や巡回相談等の周知を行い、その活用を推進します。
  - ・ 支援学校のコーディネーターを特別支援連携協議会実務担当者に加え、日常的な連携を推進します。

| 指 標 名                | 現状値 |     | 平成 33 年度 |
|----------------------|-----|-----|----------|
|                      |     | 年度  | 目標値      |
| 「個別の指導計画」の作成率 (通常学級) | 小 一 | H28 | 小 95%    |
|                      | 中 一 | H28 | 中 95%    |

※これまでは「個別の指導計画」の作成基準が明確でなかったため、現状値は未記入。

## ⑦教育センター機能の充実

### <現状と課題>

- ◆ 研修については、教職員の指導力、資質向上を図ることを目的に、さまざまな研修講座を企画してきました。

日田市全体の教育課題への対応や教職員のニーズに応じた内容を取り入れ、専門的知識や指導技術等の修得を積極的に図っていくことを目指した研修を企画していく必要があります。

相談活動については、多様化する子どもたちの問題に対して、教育相談員と臨床心理士が連携をとりながら、相談体制を維持することができています。複雑化した問題に対して相談体制の維持が必要です。

適応指導教室「やまびこ学級」では、学校復帰を目標に社会性を身につける体験活動や学力保障を重点に取り組むことができています。多様な児童生徒を受け入れるために施設・設備の拡充をしていく必要があります。

### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 教職員の指導力や資質の向上を目指すとともに、多種多様な問題に対応できる相談体制を組織します。多様な問題を抱える児童生徒に対応するため適応指導の充実や施設・設備の拡充を図ります。

#### (1) 教職員の指導力、資質向上の研修体制の充実

- ・ 咸宜園教育の理念について学ぶ講座を開講します。
- ・ 学校経営や運営等、学校マネジメント力を高める講座を開講し教職員研修を進めます。
- ・ 教科指導、教職員の学校経営への参画意識向上・多様化する学校問題に対応した講座等、日田市の課題や教職員の必要度にあった研修を実施します。
- ・ ICT機器を活用した授業技術の習得や授業実践についての研修を実施します。
- ・ 問題を抱える児童生徒理解や支援の研修を実施します。

| 指 標 名     | 現状値   |     | 平成 33 年度 |
|-----------|-------|-----|----------|
|           |       | 年度  | 目標値      |
| 夏期研修講座参加率 | 78.9% | H28 | 95.0%    |

#### (2) 教育相談活動と適応指導の充実

- ・ 電話、面談による「教育相談」の充実を図ります。

- ・ 臨床心理士によるカウンセリングや心理セラピーなど心のケアに関する対応の充実を図ります。
- ・ 適応指導教室「やまびこ学級」に通う通級生への支援と指導の充実を図ります。
- ・ 問題行動に対応するための関係機関との連携と支援の充実を図ります。
- ・ 学校へ行きたくてもいけない児童生徒を支援する「心の相談員」との連携を図りながら、児童生徒を学校や適応指導教室「やまびこ学級」に繋ぎ、学校復帰を図ります。
- ・ 学校だけで解決することが困難な事例に対し、福祉の立場から児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、生活の質の向上を図り、関係機関と繋ぐスクールソーシャルワーカーを教育センター内に配置し児童生徒支援の充実を図ります。

## 2. 小中連携・小中一貫教育の推進

### ①小中連携教育の推進

#### <現状と課題>

- ◆ 小学校から中学校に進学する中学1年生段階での、学習指導方法の違いや、生活環境・人間関係の大きな変化などによる学校不適應については、これまでの取組により軽減が図られていることから、引き続き交流研修等の連携を行っていきます。

#### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 小学校と中学校の教員が互いに交流し、学習指導方法の違いの検証や生徒指導上の情報の共有することにより、小中のスムーズな接続を図っていくため、以下の交流研修を充実させます。

#### (1) 教職員による小中交流研修の取組

- ・ 各学校の校内授業研究会や各教科領域部会授業研究会において、小中学校教員による交流研修を実施します。
- ・ 小学校の教職員は主に1学期に中学校1年生の授業や学校生活を参観し、指導方法の工夫改善を図るとともに、生徒指導事項を共有します。
- ・ 中学校の教職員は、主に3学期に小学校の授業を参観し、指導方法の工夫改善を図るとともに、いわゆる中1ギャップの軽減を目指し、6年生に対して出前授業を実施します。また、児童の学校生活を参観し、主に6年生についての情報交換を行います。

### ②小中一貫教育の推進

#### <現状と課題>

- ◆ 施設一体型小中一貫校（大明小中学校・津江小中学校・大山小中学校）においては、一つの学校教育目標の下、「前期・中期・後期」の指導区分を設定し、9年の学びを見通した学習活動を展開しています。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 「小中学校教員による授業交流」や「中期における教科担任制」「小1から中3までの幅広い異年齢集団による様々な活動」等、小中一貫校の特色を生かした取組を効果的に進めていくための教員配置や教育課程の編成が必要になります。

(1) 小中一貫校の特色を生かす取組

- ・ 小中一貫校の特色を生かすための教員配置に留意します。
- ・ 小中一貫校の特色を生かすための教育課程の編成に留意します。
- ・ 学校教育活動に地域行事との関連や地域の人材活用など、地域との結びつきが位置付くよう支援します。

### ③小中一貫校におけるコミュニティ・スクール<sup>※注⑥</sup>の推進

<現状と課題>

- ◆ 平成28年度より、津江小中学校・大山小中学校において、文部科学省事業である「コミュニティ・スクール導入等促進事業」を実施し、小中一貫校における学校運営協議会の組織・運営体制づくりについて研究を行い、コミュニティ・スクール導入に向けた準備を進めています。また、大明小中学校においても平成29年度から本事業を実施する予定です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 2年間の上記事業の実施により、学校運営協議会の運営体制についての研究を深めるとともに、コミュニティ・スクールについての保護者・地域への普及・啓発を進めます。その後、平成30年度に津江小中学校・大山小中学校を、平成31年度に大明小中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校区が一体となった小中一貫コミュニティ・スクールとしてスタートします。

(1) 小中合同学校運営協議会の設置

- ・ 小中それぞれに学校運営協議会を置きつつ、小中合同の学校運営協議会を組織し、学校運営について一体となった協議を行います。
- ・ 小中合同学校運営協議会において、15歳までにどのような子どもを育てていくという目指すべき子ども像を、保護者や地域住民と共有します。
- ・ 小中合同学校運営協議会において、9カ年の一貫した教育目標や教育課程の承認、一貫した学校運営についての協議など、小中一貫校の特色を生かした協議会運営を通して、小中の系統的な学校運営を実現します。

(2) 小中が一体となった学校支援の推進

- ・ 9年間という学びの中で、地域住民が学校運営に参画し、学校の教育活動等に関わる機会を充実させ、小中一貫校のカリキュラムに地域の特色を生かしていきます。
- ・ 9年間をとおした学校支援や学校関係者評価を実施することにより、学校運営に関する地域住民や保護者等のニーズを的確に反映します。

### 3. 学校人権教育の充実

#### ①学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

<現状と課題>

- ◆ 平成 12 年の「人権教育・啓発推進法」に加えて、平成 28 年度中に、「障害者差別解消法」「部落差別の解消の推進に関する法律」等が施行され、個別の人権課題に対する教育・啓発や相談活動等の推進が学校教育にも求められています。
- ◆ 平成 24 年度から施行された「日田市人権教育実施方針」や国の人権教育指針である「人権教育の指導方法の在り方について[第三次とりまとめ]※注⑦（以下[第三次とりまとめ]）」の理念・内容を「人権学習指導のてびき」（以下「指導のてびき」）に掲載・配布し、各研修等で活用し、全教職員に周知してきました。
- ◆ 全ての小・中学校に人権教育を推進するための校内推進体制が確立され、人権教育の目標・全体計画・年間指導計画が策定され取組が実施されています。
- ◆ 学校での各教育活動を有機的に連携させた人権教育実践の更なる推進が課題です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 学校教育活動全体を通じた人権教育・啓発実践を実施・検証・改善し、児童生徒の「人権知識」や自己肯定感等の「人権感覚」※注⑧に基づく差別をなくす具体的な実践行動力を育成する学校体制づくりのため、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 人権尊重の視点に立った学校教育活動の実施方針の策定と周知

- ・ 教育委員会として、[第三次とりまとめ]の理念と「日田市人権教育実施方針」等に基づき、児童生徒や学校の実態、社会情勢等を考慮した年度ごとの「学校人権教育推進計画」を策定し、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」の推進を図ります。
- ・ 「指導のてびき」を、引き続き毎年作成、活用し、人権教育の理念や基本方針、年度ごとの推進計画、人権関連法等を周知すると共に、人権学習指導上の留意点等を学校の全教職員が共有し、学校の実態に応じて実践に取り組みます。

#### (2) 学校としての組織的な取組の推進

- ・ 校長のリーダーシップのもと人権教育主任を要として、校内推進体制を確立するとともに、人権教育の全体計画の策定、実施、点検・評価の取組を PDCA サイクルにより、組織的、計画的、継続的に行います。
- ・ キャリア教育、情報教育、環境教育等と連携し、「各教科」「道徳の時間（道徳科）」「特別活動」「総合的な学習の時間」「学校行事」「言語環境も含めた学校環境整備」等を有機的に連携させ、教育全体を通じて人権教育を推進します。

### (3) 人権教育主任との連携

- ・ 人権教育主任を対象とする会議及び研修を定期的で開催し、学校体制づくりへの指導助言や各校の人権教育に関する内容を交流・共有できる体制をつくります。

### (4) 社会的背景等をもつ児童生徒・保護者を支援する相談体制と組織的取組の充実

- ・ 児童生徒を取り巻く様々な人権侵害を未然に防止すると共に、早期発見・解消改善していくために相談体制の充実等、組織的學校体制づくりを行います。
- ・ 関係機関・団体等と連携し、児童生徒の生活背景、社会的立場等を主体的・組織的に捉えて教育実践に生かし、課題を解消していく取組を推進します。

| 指 標 名   | 現状値 | 平成 33 年度 |     |
|---|-----|----------|-----|
|   |     | 年度       | 目標値 |
| 小6・中3で実施するアンケートにおける、※「自己肯定感」にかかわる項目の平均値(最高値4) | —   | H28      | 3.4 |

※「自己認識（自分自身の客観視）」「部分的自己受容感（自分の中に、好きなどころがある）」「無条件自己受容感（ありのままの自分が好き）」「自己有用感（自分が、何かの役に立っている）」「自己決定力」「自己認容感（自分が、誰かに認められている）」に関するアンケートの平均値。

## ②人権に関する知的理解と人権感覚を育て、差別をなくす実践行動につながる人権教育の指導内容及び指導方法の充実

### <現状と課題>

- ◆ [第三次とりまとめ]の理念を基盤に、児童生徒の人権に関する知識の習得と人権感覚を育成していく取組の指導内容・方法の工夫、特に、体験的参加型人権学習の実践を推進し、各小中学校で定着してきました。また、ゲストティーチャー<sup>※注⑨</sup>（以下G T）の積極的な活用では、単発的でなく系統的・継続的な取組が望まれます。
- ◆ 自己肯定感を育成するため「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む場面設定（以下「生徒指導の3機能」）に関する指導・支援を行ってきました。
- ◆ 同和問題をはじめとする人権課題等について、「日田市人権学習共通教材（適時改定）」を活用し、全小中学校で、創意工夫しながら学習し、学校間格差のない人権知識と人権感覚の育成をめざして取り組んできました。
- ◆ 児童生徒の人権に関する知識や価値観の習得、人権侵害を受けた人々への共感する感情の育成などに成果がみられます。
- ◆ 自己肯定感など「人権感覚」の日常的な育成・維持、人権に関する思考力・判断力・コミュニケーション能力等の更なる習得や、学んだことの具体的行動化に課題があります。



<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 児童生徒が、ふるさとを愛し、ふるさとや社会全体に、人権を尊重する「人権文化」を創造していける行動力の育成をめざします。そのため、「人権に関する知識」と「自己肯定感」等「人権感覚」の育成・維持を基盤として、「他者と協働できる力」、「挑戦する力」、そして「差別をなくす判断力と行動力」の育成へとつながる指導内容・方法の研究・実践を、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 実践行動につながる人権教育の指導内容・方法の具体的取組

- ・ 「日田市人権学習共通教材」を各校の実態に応じ工夫しながら完全実施し、同和問題をはじめとする人権課題について正しい知識の習得と人権感覚を育成する指導方法の工夫を引き続き進めます。また、児童生徒の実情や社会情勢の変化、学術研究の進歩等に応じて、内容の見直し改訂を行います。
- ・ 「生徒指導の3機能」の積極的な活用をはじめ、自己肯定感等の「人権感覚」の育成と維持をめざした指導内容・方法を研究・実践していきます。
- ・ 児童生徒が、多様な他者とのつながりを意識できる「出会いの学習」を、地域人材等をGTとして、学習活動の中で系統的に活用した実践を推進します。
- ・ 人権感覚を高めるためのコミュニケーション能力等を育てるため、「表現活動」を取り入れる等、指導内容・方法を工夫します。
- ・ 体験的参加型人権学習を差別をなくす行動化につなぐため、「学習サイクル（『体験活動』から、『話し合い』『内省する』『一般化する』『適用する』という学習サイクル）」に則って推進する指導方法の工夫を図っていきます。
- ・ 児童生徒が、夢を持ち自己の進路実現への意欲態度と進路を保障する資質能力を、協働的に学び育て合う進路・学力保障の実践を進めます。

| 指 標 名                           | 現状値   | 平成 33 年度 |      |
|---------------------------------|-------|----------|------|
|                                 |       | 年度       | 目標値  |
| 「学習サイクル」に則った体験的参加型学習を受けた児童生徒の割合 | 70.0% | H28      | 100% |

③教職員研修の充実

<現状と課題>

- ◆ [第三次とりまとめ]の理念・内容、「同和問題」の歴史や法令、「メディアと人権」「性的マイノリティの人権」等、今日的な社会情勢を反映させた教職員研修を校内研修や教育委員会主催の研修において計画的に実施してきました。
- ◆ 今後は、教職員の大量退職期を迎えるにあたり、人権教育の理念や実践方法の継承と、若い世代の教職員と共につくる人権教育の実践が喫緊の課題です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 全教職員が、「いじめや差別をなくす」信念と情熱を持って人権教育を推進するため、その理念等の継承と同和問題をはじめとする個人権課題や、自己肯定

感等の「人権感覚」の育成、人権教育実践例等を、参加者が主体的に学べるよう工夫した教職員研修を、以下の点を中心に計画的に取り組みます。

(1) 教育委員会主催や校内研修等における教職員研修の実施

- ・ 教育委員会主催では、職種別人権研修、人権教育講演会、課題別人権講座や実践交流講座等を実施し、教職員の人権教育推進の意欲と資質向上を図ります。
- ・ 人権教育の理念や実践方法等の継承のため、経験豊富な教職員と連携・協力したOJT（実際に仕事に従事しながら受ける職務研修）の活用等を工夫し、全教職員の人権教育実践力の向上を進めます。
- ・ 各関係機関・団体等と連携して、差別解消を推進している人たちとの対話形式やフィールドワーク等の研修内容・方法を工夫・充実させていきます。
- ・ 児童生徒の生活背景を把握し対応していくための知識・技能を高めるための研修を推進します。

(2) 教育委員会指定校による人権教育研究の推進

- ・ 人権教育研究指定校に人権教育に関する研究を2年間委託し、その研究過程や成果を、公開研究発表会等を通じて市内小・中学校へ発信します。

(3) 教育委員会の校内教職員研修への支援

- ・ 人権教育に関わる校内研修に対し、指導主事や講師の派遣、積極的な資料提供や実践相談を行うと共に、諸会議等において各学校の実践を還流します。
- ・ 各人権意識調査等の分析結果を情報提供し、教育実践に反映させていきます。

| 指 標 名                                  | 現状値   | 平成 33 年度 |     |
|--|-------|----------|-----|
|  |       | 年度       | 目標値 |
| 教育委員会主催の教職員研修におけるアンケートにおいて、肯定的な回答の平均割合 | 84.9% | H28      | 95% |

④家庭、地域や関係機関・団体及び各校種間との連携

<現状と課題>

- ◆ 育友会（PTA）と連携し、人権学習の公開や、学校での人権講演会では公民館との連携を進め、保護者や地域住民に対しての人権啓発や学校での人権教育への理解を深める機会を設けてきました。
- ◆ 市教委主催では、幼少期からの「自己肯定感の育成の大切さ」をテーマとした「人権コンサート」を実施し、就学前の家庭も含め、児童生徒・保護者・地域等からの参加を得て、効果を上げてきました。
- ◆ 関係機関・団体等と連携し、個別の人権課題や時代の変化に対応した人権講演会や教職員研修等を実施してきました。今後、さらなる連携が必要です。

- ◆ 小中学校の連携については、相互の人権授業参観や児童生徒の情報交換などを進めてきました。今後、他校種（就学前、高等学校等）との連携が課題です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 各校育友会（PTA）や地域、関係機関・団体、他校種間との積極的に連携を図り、個別の人権課題や情報化・多様性社会といった時代の変化に対応した課題、自己肯定感の育成や差別をなくす行動化に向けた人権教育・啓発や研修を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

- (1) 育友会（PTA）と連携した人権講演会等による保護者・地域への啓発
- ・ 期末育友会（PTA）等で開催する人権講演会に対し、講師派遣や開催に関する情宣などの支援を行い、講師には、多様な地域人材等を活用していきます。
  - ・ 人権教育講演会等を全小中学校で実施し、人権問題等を児童生徒・保護者、地域住民と共有し、共に考えられる機会として工夫していきます。
  - ・ 期末育友会(PTA)等における人権学習の地域・保護者への授業公開を全小中学校で行い、授業の目的や児童生徒の実態、人権問題等を話題とした懇談会等「児童生徒・教職員・保護者が共に学ぶ」交流の場を工夫していきます。

- (2) 地域・公民館・地区集会所、関係機関・団体との連携
- ・ 学校を地域の人権啓発の拠点と位置づけ、公民館、自治会等と連携し、学校での人権講演会等への地域からの参加体制をつくる情宣活動等を推進します。
  - ・ 地区集会所等の人権講座や人権イベント等の情報を各学校に提供し、参加を進めると共に、地区集会所での教職員研修を実施するなど、連携を深めます。
  - ・ 各公民館長・主事等社会教育指導者に「指導のてびき」を配布し、人権教育の基本方針や実施状況を共有するなど、学校教育と社会教育の連携を図ります。
  - ・ 市長部局の人権・福祉関係課や民間教育団体・市民NPOなど諸団体等との連携を進め、学校での人権教育・啓発や教職員研修等を充実させていきます。

- (3) 各校種間連携の推進
- ・ 小・中学校間での相互の人権学習授業公開、合同研修、交流学习を引き続いて実施していきます。また、入学・進学等にもなう児童生徒の状況について、小・中学校間をはじめ、就学前教育・保育機関や高等学校等とも人権の視点を踏まえた情報交換を行います。
  - ・ 小・中・高等学校等での系統的な人権学習を進めるため、「日田市人権学習共通教材」による小・中学校の連携の現状を情報提供するなど、高校教育等で行われる人権学習が効果的に行われるように高等学校等と連携をしていきます。

| 指 標 名                 | 現状値   | 目標値 |          |
|-----------------------|-------|-----|----------|
|                       |       | 年度  | 平成 33 年度 |
| 人権講演会等に公民館が協力して実施した割合 | 56.6% | H28 | 100%     |

## Ⅱ－第 2 安全で安心な学校づくりの推進

### 1. 安全・安心な教育環境の確保

#### ①安全・安心で快適な学校施設整備の推進

<現状と課題>

- ◆ 安全・安心で快適な学校施設整備として、国が推進する構造体の耐震化及び屋内運動場吊り天井撤去等による非構造部材の耐震化については、「学校施設整備推進計画」に基づき、改築及び大規模改修等において、平成 28 年度にはすべて完了したところです。
- ◆ 施設の老朽化対策については、建築年代の古いものから順次改修・改築に取り組んできましたが、今後は、すべての公共施設を更新することは困難であり、適正な配置や効率的な管理運営を行うための日田市公共施設等総合管理計画が策定されることに伴い、各学校における個別施設の長寿命化計画を策定することで、中・長期的な維持管理にかかるトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するためのメンテナンスサイクルを構築する必要があります。
- ◆ 校内のバリアフリー化は、段差解消など必要な施設整備を行ってきたところがあります。今後は、障がい者への合理的配慮を考えた施設整備や災害時の避難所として対応ができる施設整備が求められています。
- ◆ 環境に配慮したエコスクール<sup>※注⑩</sup>の推進にあたっては、太陽光発電設備の導入により環境負荷の低減に努め、児童生徒や地域住民に対する環境教育の拠点施設となるよう整備を図ってきました。今後の太陽光発電設備の導入については、費用対効果や財源確保について検討が必要です。

また、夏に高温多湿となる本市の気候条件を緩和し児童生徒にとって快適な学習環境を提供するため、現在、すべての小中学校の普通教室においては、空調機の設置が完了しています。

今後は、小中学校の図書室や特別教室、さらには会議室等への空調機の設置が必要となります。

小中学校における教室の照度については、平成 24 年度より黒板灯の改善を優先的に進めてきました。今後は、教室灯の改善について計画的に取り組む必要があります。

さらに、コミュニティ・スクールの推進に合わせた学校施設の整備に配慮する必要があります。
- ◆ 学校施設内の遊具及び体育施設については、子どもたちが安全にかつ安心して利用できるよう、日常的な点検及び専門家による定期点検を実施しており、適正な維持管理は欠かせないものとなっています。

<基本的方向と今後の取組>

- ◆ 安全・安心で快適な学校施設整備を推進するため、快適で環境に配慮した施設整備を目指して、以下の点を中心に取組みます。

(1) 長寿命化対策の取組

- ・ 施設の老朽化対策に代わり、日田市公共施設等総合管理計画に基づき、各学校における個別施設の長寿命化計画を策定し、メンテナンスサイクルを構築する中で、整備方針と優先順位を決定し計画的な整備に取り組みます。

(2) バリアフリー対策の取組

- ・ 校内のバリアフリー化を推進するとともに、大規模改修に合わせてエレベーターの設置やすべてのトイレの洋便器化に取り組みます。

(3) 環境に配慮した快適な施設整備の推進

- ・ 太陽光発電設備や他の自然エネルギーの導入については費用対効果や財源確保等の検討を行い適切な導入に努めるとともに、校舎等の木質化については、大規模改修等に併せて引き続き進めます。
- ・ 快適な学習環境を確保するため、全小中学校の特別教室等に空調機を設置します。
- ・ 小中学校の教室の照度については、緊急性のあるものを除き、基本的には大規模改修に合わせ改善を図ります。

(4) コミュニティ・スクールの取組

- ・ コミュニティ・スクール推進の取組に合わせて学校施設等の整備を行うことで、認定校の増加を支援します。

(5) 学校内の遊具等の施設管理の徹底

- ・ 学校施設内の遊具及び体育器具による事故を未然に防止し、安全で安心な施設を子どもたちに提供するため、定期的な点検・改修を行い、引き続き安全な維持管理に努めます。

| 指 標 名                      | 現状値         |     | 平成 33 年度         |
|----------------------------|-------------|-----|------------------|
|                            |             | 年度  | 目標値              |
| 学校施設（図書室・特別教室・会議室）の空調機器の設置 | 34.60%      | H27 | 100%             |
| 長寿命化計画の策定                  | —           | 新規  | 平成 31 年度<br>策定完了 |
| 学校施設の照度の改善                 | 未整備校<br>8 校 | H27 | 平成 31 年度<br>整備完了 |

## ②児童生徒の安全確保

### <現状と課題>

- ◆ 地震・火災を想定した防災教育は、すべての学校で行われています。今後は、河川の氾濫など、地域の実情に応じた防災教育・防災対策の充実・強化に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 学校情報携帯メール配信システムは、不審者情報や自然災害による緊急対応等を速やかに保護者や地域住民等に周知することができ、児童生徒の安全対策に有効であり、今後も本システムへの登録と活用を促進していきます。
- ◆ 学校内や登下校中の生活安全、交通安全を確保するためには、自ら危険を予測し、回避するための安全教育が重要です。また、通学路の点検や地域と連携した見守り活動などの交通安全対策の充実が必要です。

### <基本的方向と今後の取組>

- ◆ 児童生徒の安全を確保するため、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 防災教育・防災対策の推進

- ・ 防災訓練や防災活動などの実践的な防災教育の充実を図ります。
- ・ 学校防災アドバイザー等の指導助言により、危機管理マニュアルの見直しを促進します。
- ・ 防災教育・防災対策に関する教職員研修の充実に努めます。
- ・ すべての小・中学校の立地環境等に応じた防災教育の充実を図ります。

#### (2) 学校内外における児童生徒の安全対策の充実

- ・ 不審者情報や自然災害による緊急対応等を速やかに周知できるよう「日田市学校情報携帯メール配信システム」の登録と活用を促進します。
- ・ 家庭や地域と連携した登下校時の見守り活動を推進します。
- ・ 通学路の安全環境整備の充実に努めます。

| 指 標 名                | 現状値 |     | 平成 33 年度 |
|----------------------|-----|-----|----------|
|                      |     | 年度  | 目標値      |
| 学校の立地環境等に応じた防災教育の実施率 | 80% | H28 | 100%     |

## 2. 豊かで適正な教育環境の整備

### ①教育環境整備事業の推進

#### <現状と課題>

- ◆ 教育環境整備事業については、「日田市立小中学校教育環境整備検討委員会」から出された答申に基づいて、学校規模の適正化、複式学級の解消、小中一貫教育

の導入等を目的に取り組み、対象6地区全地区について平成27年度に完了しました。今後は、統合後の小学校さらには小中一貫校において、児童生徒が豊かな教育環境の中で、より充実した教育を受けることができるよう、教育課程や指導方法の工夫並びに施設整備等の取組を進めることが必要となります。

また、平成22年度より、シンククライアントシステムの導入による情報の共有化やセキュリティリスクの低減といった校務の効率化、電子黒板等の導入によるICTを活用した授業の展開など、教育環境の情報化に取り組んで来ました。今後は、現行システムの改良と校務を支援する新システムの導入による教職員の事務負担の軽減、タブレット端末等の新たなICT技術を活用した授業の展開等、よりICTを活用した教育環境の整備が求められています。

#### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 教育環境整備については、学校規模の適正化、複式学級の解消や小中一貫教育の導入、さらには学校図書館の充実など、児童生徒が豊かな教育環境の中で、より充実した教育を受けられるよう、また、ICTによる教育環境の整備が推進できるよう、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 統合小学校及び小中一貫校における教育環境の充実

- ・ 複式学級解消のため、県への加配教員の配置を要請するとともに、市費雇用の教職員の適正配置に努めます。
- ・ 統合後の小学校及び小中一貫校において、スクールバスの適切な運行や必要に応じた施設整備を推進するとともに、小中一貫教育による教育効果を高めるための指導体制等の工夫改善を推進します。

#### (2) 学校図書館の充実

- ・ 学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場であり、自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与するなど、重要な役割を担っています。

このように、児童生徒にとって「読書センター」や「学習情報センター」としての役割をもつ学校図書館をより活性化するため、全小中学校に学校図書司書を配置します。配置に当たっては、兼務校の再配置など、児童生徒数に応じ効率的な運用に努めます。

#### (3) ICTによる教育環境整備の推進

- ・ 今後のICT教育環境整備について日田市教育情報化推進計画に基づき、計画的な整備を推進します。
- ・ 校務用シンククライアントシステムの更新を行い、管理負担の軽減、システムの安定化を図ります。
- ・ 校務支援システムの導入を行い、教職員の事務軽減を図るとともに、システ

ムのメリットを最大限生かせるよう教職員と連携をとり、活用策を工夫します。

- ・ 校内無線LAN<sup>※注⑩</sup>環境の整備を行うとともに、無線LANを活用した授業方法の研究を行い、今後の整備計画に反映させます。

学校情報セキュリティポリシーを策定し、セキュリティ対策について万全を講じます。

| 指 標 名          | 現状値 |     | 平成 33 年度 |
|----------------|-----|-----|----------|
|                |     | 年度  | 目標値      |
| 普通教室への無線LANの整備 | 0%  | H27 | 100%     |

## ②安心して学べる支援事業の推進

<現状と課題>

- ◆ 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の数は、大分県内でも年々増加傾向にあり、その対策が課題となっています。

また、遠距離通学家庭の通学に係る支出や学校で使用する教材費等の支出等、保護者にとって教育に係る経済的負担は、大きくなっています。

これらの状況を踏まえ、子どもの貧困対策のひとつとして、経済的支援が必要な保護者への対応や子どもの学力向上に向けた教材費等の公費負担等、より安心して学べる支援体制の整備が必要となります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 教育に係る経済的な負担を軽減し、安心して学べる環境づくりを推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

### (1) 奨学資金事業の推進

- ・ 教育の機会均等及び就学者等の経済的な負担軽減を図るため、返還金の滞納対策等奨学資金の財源確保に取り組み、制度の安定的な運用に努めます。

### (2) 教材費に係る保護者負担軽減の推進

- ・ 児童生徒が授業で使用する教材等の購入に係る経費を公費負担することにより、保護者の経済的負担を軽減します。

### (3) 就学支援事業の推進

- ・ 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費、修学旅行費等の必要な援助を行い、より安心して学べる支援体制の整備に努めます。

また、遠距離通学により経済的負担が大きい保護者の負担軽減を図ることにより、安心して学べる環境を提供するため、遠距離通学者に対する通学補助及び遠距離のため下宿代等を要する高校生の保護者への就学援助事業を推進します。



### 3. 家庭・地域と協働した学校づくりの推進

#### ①家庭・地域と協働した学校づくりの推進

<現状と課題>

- ◆ 各学校とも、学校評価を活用した学校運営の組織的・継続的な改善を図るとともに、学校の目標や方針を家庭・地域と共有し、家庭・地域との協働の下、目標達成に向けての組織的な取組が求められています。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 家庭・地域と協働して子どもを育ていく学校づくりを推進していくために、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 学校評価を活用した地域・家庭との協働

- ・ 各学校において、学校評価に基づく改善策について、地域や家庭との協議を行い、目標協働達成に向けた取組を推進します。

#### (2) 学校運営協議会や学校評議員会及び学力向上会議の有効活用

- ・ 学校運営協議会や学校評議員会及び学力向上会議の開催により、目標協働達成に向けての学校と家庭・地域の協働の取組を図ります。

#### (3) コミュニティ・スクールの推進

○コミュニティ・スクールとは、地域や保護者の方々が学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校です。コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が協働して教育活動に取り組む学校として、近年、全国的に増加しています。日田市は平成30年度から、順次市内の小中学校に取り入れていくよう、現在準備を進めています。

- ・ 学校運営協議会の在り方についてのこれまでの研究をもとにコミュニティ・スクールを設置し、地域とともに子どもを育て学校教育を充実させます。
- ・ 学校運営協議会の運営体制についての研究を深めるとともに、コミュニティ・スクールについての教職員・保護者・地域への普及・啓発を進めます。
- ・ 地域住民が学校運営に参画し、学校の教育活動等に関わる機会を充実させることにより、各学校のカリキュラムに地域の特色を生かしていきます。
- ・ 学校が地域のコミュニティとなることで、地域住民同士や子ども達との交流も活発になり、ふるさとを愛する心の育成や地域の活性化につなげます。

#### (4) オープンスクールの実施

- ・ 全市内小・中学校において、オープンスクールとして保護者や地域の方々を対象に「教育を考える週間（春）（秋）〈2回〉」と「学校独自〈2回〉」を実施し、学校や児童生徒及び学校教育についての関心と理解を深めます。

| 指 標 名                        | 現状値   |     | 平成 33 年度 |
|------------------------------|-------|-----|----------|
|                              |       | 年度  | 目標値      |
| 学校評価に基づく改善策に関する家庭・地域との協議の実施率 | 小 28% | H27 | 小 50%    |
|                              | 中 0%  | H27 | 中 40%    |
| コミュニティ・スクールに指定された学校の割合       | 0%    | H28 | 90%      |

※平成 28 年度よりコミュニティ・スクール導入に向けた文部科学省の研究事業に取り組んでおり、平成 30 年度に 5 校、平成 31 年にさらに 5 校をコミュニティ・スクールに指定する予定。

#### 4. 安全・安心な学校給食の提供

##### ①安全かつバランスの取れた食事の提供

<現状と課題>

◆ 安全かつバランスの取れた食事を提供するためには、食材の購入については細心の注意を払いながら、調理段階においても食材に対する検収強化をしています。引続き安心・安全な給食の提供に努めることが重要です。

また、日産産食材の拡充を図りながら地産地消を推進し、栄養バランスの取れた献立の提供に努めていく必要があります。

食物アレルギーへの対応について学校では、アレルギー疾患を有する児童生徒が安全安心な学校生活を送れるように作成したガイドラインである「日田市小中学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒の対応について」に基づき、児童生徒への配慮や管理についての校内体制整備を行うとともに、年度当初保健調査票へのアレルギーに関する記述を依頼するなど実態の把握に努め、保護者と十分に連携を図っています。給食センターや各共同調理場では、こうした状況を把握している学校との連携を十分に図り、文部科学省作成の「食物アレルギー対応指針」を参考にして、安全な給食の提供に努めていますが、今後も、食物アレルギー事故防止の徹底を図る必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 安全・安心で栄養バランスのとれた食事を提供するため、以下の点を中心に取り組みます。

##### (1) 安全かつバランスの取れた食事の提供

- ・ 安全な食材の選定・購入に努め、さらには調理段階においても購入食材の検収を確実にを行うことにより、安全・安心な食事を提供します。
- ・ 地場産給食の日を月一回以上実施することにより、日産産食材の利用促進を図り、地産地消に取り組みます。
- ・ 各共同調理場においては、学校給食数が少ないことから日産産食材を取り扱う

生産者などの納入業者の選定確保に努め、地場産食材の使用度を高めていくことにより地産地消を推進していきます。

- ・ 食物アレルギーへの対応については、引き続き学校との連携を十分に図り、より安全な給食の提供に努め、さらに各共同調理場において対応方針を定め、マニュアルを整備していきます。

| 指 標 名                | 現状値   |     | 平成 33 年度 |
|----------------------|-------|-----|----------|
|                      |       | 年度  | 目標値      |
| 地産地消の割合（日田農産物・重量ベース） | 51.1% | H27 | 55%      |

## ②施設の適正な維持管理

<現状と課題>

- ◆ 学校給食調理場に関しては、各施設において設備の老朽化による厨房機器、設備等の故障により、給食業務に影響を及ぼすことがないように設備機器の更新計画を策定し、順次更新を行っているところです。しかしながら、突発的な故障が発生した事象もあることから、機器、設備の状態を随時把握すると共に、計画的に機器のオーバーホールや更新を進めていく必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 調理場施設や厨房機器及び設備の故障や不具合が原因で、給食が止まったり、食中毒が発生したりすることがないように、以下の点を中心に取り組みます。

### (1) 厨房機器及び設備の点検

- ・ 厨房機器及び設備について、日々の点検を行うとともに専門業者による年2回の定期点検を行い、安全確保に努めます。

### (2) 学校給食施設の計画的な維持補修

- ・ 施設、設備の環境衛生面においても、万全の維持管理に努め、食中毒等の事故を起こさないようにします。
- ・ 厨房機器及び設備の点検により、必要に応じて更新計画を見直し、事故の未然防止に努めます。

## ③施設の在り方と効率的な運用

<現状と課題>

- ◆ 学校給食施設については、児童・生徒数の推移を勘案しながら、市全体の学校給食施設の在り方を検討する必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 施設の在り方と効率的な運用を図るために、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校給食調理場の施設整備

- ・ 学校給食施設については、計画的に機器の更新を進めているなか、地域の状況や学校数及び調理食数等を考慮し、施設の在り方と効率的な運用の検討に取り組んでいきます。
- ・ 施設の在り方を検討することについては、日田市公共施設等総合管理計画や行政改革実行プランとの整合性を図りながら、効率的な運用を目指します。

④学校給食費の未納問題解消

<現状と課題>

- ◆ 学校給食費の現年度分（平成 27 年度）について、100 パーセントの納付となりましたが、今後も現年分の徴収を最優先とし、過年度分についても継続的に未納解消に取り組む必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 学校給食費の未納を解消し、学校給食の健全な運営を行うため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校給食費の未納問題解消

- ・ 学校給食費の未納状況を随時把握し、学校給食の意義・役割や給食費を滞納することにより生じる問題について十分に認識させるため、当該学校の教職員と連携して未納問題の解消に努めます。
- ・ 徴収強化月間を設け、未納者宅への休日・夜間訪問や電話・文書催告により徴収強化を図ります。
- ・ 悪質滞納者が発生した場合は、法的措置についても検討します。



### Ⅲ 《社会教育の充実》

#### Ⅲ－第1 地域とともに学び、育てる、社会教育の推進と生涯学習社会の形成

##### 1. 社会教育の推進

###### ① 充実した社会教育の実施

###### <現状と課題>

- ◆ 地域の生涯学習活動の中心となる地区公民館 20 館の管理・運営を一般財団法人日田市公民館運営事業団に指定管理者として委託し、地域と連携した公民館運営を行うことで、事務処理の効率化と各地区の実情に応じた事業の展開が図られ、社会教育の充実と生涯学習の機会の提供を推進することができました。

日田市複合文化施設 A O S E（アオーゼ）においては、博物館及び美術展示ギャラリーの機能を兼ね備えた市民の生涯学習を支援するための中核施設として位置づけ、近くに位置する淡窓図書館と併せて社会教育のエリアを形成し、文化的賑わいの場所を創出することが必要です。

###### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 社会教育施設の役割に応じた生涯学習の推進と連携を図り、ふるさとを愛する人づくりを進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

###### (1) 全市民を対象とした各種講座の開催とその成果による人材育成

- ・ 60 歳以上を対象とした市民講座咸宜大学では、講座生による運営委員会が企画し、高齢者の生涯学習、生きがいつくりの場を提供します。
- ・ 市民からの要望に対して職員が出向くふれあい宅配講座では、自主防災や健康づくり教室など開催し、学習機会の充実や市民相互の生涯学習、まちづくりやふるさとを愛するひとづくりの推進に努めます。
- ・ 青少年を対象にしたリーダー研修では、体験活動やワークショップ等をとおしてリーダーとしての自覚や行動を身につけ、青少年健全育成活動におけるリーダーを育成します。
- ・ 家庭や職場、地域などで中心的な立場にある世代を対象に、それぞれのニーズや課題にあわせた学習の場を提供し、市民相互の連携や地域づくりの要となる人材を育成します。

###### (2) 地区公民館における地域の実情に応じ、かつ、実際生活に即した各種事業の展開

- ・ 指定管理者である一般財団法人日田市公民館運営事業団による「地域に密着し、地区民の利用しやすい公民館」を目指し、各公民館運営委員会や地域の各種団体と連携を図り、「地域の生活に根ざした事業」「住民の教養を高める事業」「まちづくり支援事業」を核とした各種事業を開催します。

### (3) 社会教育施設ネットワークの形成

- ・ 日田市複合文施設A O S E（アオーゼ）を中核施設として社会教育の推進を図るとともに、関係各課及び地区公民館と連携して学習メニューの充実に努めます。

| 指 標 名         | 現状値  |     | 平成 33 年度 |
|---------------|------|-----|----------|
|               |      | 年度  | 目標値      |
| 青少年リーダー研修参加者数 | 11 人 | H28 | 20 人     |

## ②社会教育における専門性を持った人材の育成

### <現状と課題>

- ◆ 社会教育課・中央公民館及び地区公民館において、市民の生涯学習を推進していくためには、社会教育に関する専門的知識を持った職員の総合的な人材育成が必要です。

### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 社会教育職員の専門的資質の向上のため、以下の点を中心に取り組みます。

### (1) 指導者としての資質の向上と配置

- ・ 社会教育課・中央公民館や地区公民館職員の資質の向上のため、社会教育主事講習等の各種研修会への参加を促進し、総合的な人材の育成に努めます。

| 指 標 名       | 現状値  |     | 平成 33 年度 |
|-------------|------|-----|----------|
|             |      | 年度  | 目標値      |
| 社会教育主事有資格者数 | 21 人 | H28 | 23 人     |

## 2. 市民の学習意欲を支えるための基盤の整備

### ①生涯学習施策の総合的推進のための連携の促進と強化

#### <現状と課題>

- ◆ 平成 23 年度から一般財団法人日田市公民館運営事業団を地区公民館の指定管理者として、地区公民館での社会教育の充実と総合的な生涯学習の推進を図っています。

今後は、行政と公民館、各種団体が連携の強化を図り、市民の更なる生涯学習の推進と生涯学習による「ひとづくり」や「まちづくり」に努めることが必要です

#### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 一般財団法人日田市公民館運営事業団をはじめ各関係機関との連携、促進を図り、生涯学習施策を総合的に推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

- (1) 生涯学習施策の総合的推進のための連携の促進と強化
  - ・ 生涯学習施策の総合的な推進のため、市長部局の関係各課や社会教育団体をはじめ各種団体及び大分県公民館連合会等の公民館関係団体との横断的な情報の共有と連携を促進します。
- (2) 市全体の生涯学習に関わる事業の展開
  - ・ 博物館及び文化芸術分野と連携して生涯学習の総合的な企画・運営及び全市民を対象とした事業の展開と人材・ボランティアの育成を行います。
- (3) 一般財団法人日田市公民館運営事業団による地区公民館運営の推進
  - ・ 地区公民館で、社会教育法及び日田市が掲げる生涯学習に関する施策に沿った地区公民館事業が展開できるよう指導・助言を行います。
  - ・ 一般財団法人日田市公民館運営事業団と連携を図り、効果的な地区公民館の運営に努めます。

## ②地域の独自性を尊重した生涯学習推進のための学習環境の整備

### <現状と課題>

- ◆ 市民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送れるように、生涯にわたって学習する環境を整備し、引き続き市民の生涯学習を推進するため、各種支援を行ってまいります。

### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 地域の独自性を尊重した学習環境の整備に向けて、以下の点を中心に取り組みます。

- (1) 地域の特色を生かした事業の推進
  - ・ 地区公民館においては、咸宜園教育の理念に基づいた取組や放課後子ども教室など、地域の特色ある事業が展開されています。引き続き、一般財団法人日田市公民館運営事業団と地区公民館運営委員会が連携を図り、まちづくりに向けた新たな取組を進めるとともに利用者の開拓に向け、地域の特色を生かした更なる事業展開が図られるよう支援を行います。
- (2) 公民館の施設整備
  - ・ 公民館の施設整備については、新耐震基準を基本に整備を進めるとともに、今後は日田市公共施設等総合管理計画に基づいた施設整備に努めます。

| 指 標 名            | 現状値       |     | 平成 33 年度  |
|------------------|-----------|-----|-----------|
|                  |           | 年度  | 目標値       |
| 公民館利用者数（中央公民館含む） | 155,470 人 | H27 | 169,000 人 |

### 3. 家庭・地域の教育力の向上と支援体制の充実

#### ①子育てを地域全体で行う「協育」ネットワーク（地域・公民館・学校）の充実

<現状と課題>

- ◆ 少子高齢化に伴い子どもや家庭を取り巻く環境が変化し、家庭の教育力の低下や地域における人間関係の希薄化が指摘されています。子どもたちの健やかな成長を育むため、公民館や地域における様々な生活体験活動の実施や放課後、休日の安全・安心な居場所づくりについて、地域・学校・公民館が連携し推進することが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 子育てを地域全体で行うネットワークの形成に向けて、以下の点を中心に取り組みます。

##### (1) 地域・公民館・学校との連携

- ・ 学校支援事業で地域の人材を小中学校の学習に積極的に活用するなど、学校、地域や公民館が協働して活動・事業に取り組めるよう連携を図ります。
- ・ 子育てを地域全体で行う「協育」ネットワークの一環として立ち上げた「地域・学校支援人材バンク事業」の充実を図るため、地区公民館及び各学校の地域協育推進担当者と連携し、小中学校での総合的な学習の時間に活用します。人材バンク登録者を各学校の要望に応じて派遣を行うため人材バンクに流動性をもたせ、地域・学校・公民館が一体となった「協育」ネットワーク事業を展開します。

##### (2) 就学児童の放課後や休日の活動の充実

- ・ 放課後の子どもの安全で健やかな居場所の確保を図るため、学校・家庭・地域と連携し、地域住民を講師とした体験活動や補充学習を行っています。今後も、放課後子ども教室の1校区1教室の開設を目指します。  
また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、関係各課と連携して、地域の実情に応じた形で放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体型又は連携に向けた取組を推進します。

##### (3) 家庭教育の充実

- ・ 地区公民館と連携し、家庭教育に関する学習機会を提供することで、子育て不安の解消や軽減を図り、家庭教育力の向上に努めます。

##### (4) 公民館と各団体との連携の促進

- ・ 公民館が、育友会（PTA）、自治会、子ども会等の各種団体や家庭・学校と連携・協働して青少年の健全育成に取り組み、各種講演会や大会を実施できるような支援を行います。



(5) 地域における体験活動の推進

- ・ 地区公民館で、児童・生徒を対象として、地域の財産・特色を活かした様々な体験活動を、学校や児童・生徒の保護者、人生経験豊富な高齢者等の協力を得て、地域住民との連携により実施します。
- ・ 地区公民館を中心に個人の成長やグループの成長を、安全管理の視点も踏まえて支援できる指導者を育成する研修会の機会を提供します。

| 指 標 名               | 現状値  |     | 平成 33 年度 |
|---------------------|------|-----|----------|
|                     |      | 年度  | 目標値      |
| 学校支援事業を開催する地区公民館数   | 13 館 | H27 | 20 館     |
| 家庭・地域・学校支援人材バンク登録者数 | 23 人 | H27 | 50 人     |

| 指 標 名                             | 現状値  |     | 平成 33 年度 |
|-----------------------------------|------|-----|----------|
|                                   |      | 年度  | 目標値      |
| 放課後子ども教室開設校区数                     | 7 校区 | H28 | 18 校区    |
| 放課後子ども教室及び放課後児童クラブの一体型又は連携した取組校区数 | 1 校区 | H28 | 16 校区    |

②「大人が変われば、子どもも変わる」理念の啓発

<現状と課題>

- ◆ 今日の青少年をめぐる深刻な問題は、大人自身の生き方とその大人がつくりだした社会のあり方の問題でもあります。親や大人が自分自身を見直し、自らの生きる姿が子どもの心の成長にどのような影響を与えているかを考え、姿勢を正していくことが大切です。本市においても、関係機関や各団体との連携により家庭や地域に対して啓発を行っていくことが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 「大人が変われば子どもも変わる」理念に基づく活動を推進し、青少年の心を育てる大人の輪を広げるため日田市青少年問題協議会を中心として関係機関や各団体に働きかけ、理念の啓発を進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校や公民館、地域団体との連携

- ・ 青少年健全育成大会では、小・中・高・育友会・学校教諭による実践発表や地区公民館・地域団体による実践発表を行い、市内全域で健全育成活動の啓発を進めます。
- ・ 「青少年の日」における街頭などでのあいさつ運動、「公共マナー向上運動」、チラシ配布やポスター掲示による広報活動のほか、大人と青少年が自然体験や社会体験を共にしながら、地域に対する愛着を深め、青少年の全人的な育成を図る各団体等の取組を支援します。

- ・ 次世代の社会の担い手として青少年や若者が自立した個人として健やかに発達・成長できるよう、学校や公民館と連携し、健全育成に関する活動情報や取組を地域や家庭に提供するなど、関係機関や団体と共に家庭・学校・職場・地域などが一体となった青少年の健全育成活動に努めます。

#### 4. 社会教育における人権教育の充実

##### ①社会教育における人権問題への取組の充実・支援

###### <現状と課題>

- ◆ 公民館等での人権学習への取組は、計画的に実施されていますが、地域住民の参加増に繋がるような工夫が十分ではありませんでした。

今後は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあえる社会の実現に向け、同和問題をはじめさまざまな人権問題に対する学習教材や資料の提供に努め、参加増に繋がるような工夫された企画立案が必要です。

###### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 社会教育における人権教育を推進するため、「日田市人権教育基本方針」に基づき、以下の点を中心に取り組みます。

##### (1) 「人権に関わる市民意識調査」に基づいた人権学習の推進

- ・ 「人権に関わる市民意識調査」結果を基に、市民の人権に関する地域の実情に応じた学習を実施し、人権問題に対する正しい知識と理解の取得を進めます。

##### (2) 体験的参加型学習会の拡充と人材の育成及び活用

- ・ 放課後子ども教室や放課後児童クラブ等の各種団体に、関係機関と連携して学習会への参加を呼びかけ、指導者としての資質の向上に努めます。また、公民館をはじめ、自治会や学校現場、民間企業などとの連携・協力体制を確立し、協働してファシリテーターを活用した人権教育を行います。

##### (3) 公民館職員に対する人権教育の充実

- ・ 公民館職員に対し、「日田市人権教育指導者のてびき」を活用した研修を実施し、研修結果を各事業や年代層を対象とした人権・同和研修会に生かします。さらに、ワークショップの手法を取り入れた研修を行うなど、研修内容の一層の充実を図ります。

また、地区公民館を利用する地域住民だけでなく、咸宜大学をはじめとする中央公民館の施設利用者を対象とした人権学習を取り入れ、自分の課題として考え解決に向け行動する人権感覚の涵養を図ります。

#### (4) 公民館等での人権学習活動の充実

- ・ 公民館や地域などの人権学習活動の計画や内容について、関係機関と連携し、学習内容に応じた講師の紹介や派遣、資料や情報を提供し、人権問題に対してシリーズ化した学習プログラムで実施します。

また、公民館においては人権学習会以外の各種講座の中でも、人権問題に関する資料や情報を提供し、正しい知識の取得と理解を深める、市民の人権意識の向上を図ります。

| 指 標 名           | 現状値     |     | 平成 33 年度 |
|-----------------|---------|-----|----------|
|                 |         | 年度  | 目標値      |
| ファシリテーター育成講座参加数 | 78 人    | H27 | 80 人     |
| 地区公民館での人権学習会参加数 | 3,944 人 | H27 | 4,500 人  |

## 5. 博物館の機能の充実

### ①博物館施設の機能の充実

<現状と課題>

- ◆ 博物館については、平成 28 年度に、美術品展示ギャラリー及び収蔵庫を併設した日田市複合文化施設 A O S E（アオーゼ）に移転したことで、常設展示室や企画展示室が整備され、施設の充実が図られました。

今後は、機器の定期的なメンテナンスや更新、来館者にリピーターとなってもらえるような展示室の計画的なリニューアルが必要です。

また、自然環境保全に向けた普及啓発活動の観点から、自然の大切さを啓発していけるような展示と事業活動に継続して取り組む必要があります。

- ◆ これからの博物館は、自然や歴史を尊ぶ成熟した社会実現に役立つことを目指していくために、市民や子どもたちに自らの知識や価値観を伝え、共有できるような普及啓発する人材の確保が必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 新たに整備された博物館において、市民が生きた自然を学べるよう積極的に活動を行う博物館を目指すため、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 展示資料・設備の充実並びに展示方法の工夫

- ・ 見やすくわかりやすい展示となるよう展示方法を工夫し、必要に応じて新たな資料を購入するなど展示資料の充実を図ります。
- ・ 機器の定期的なメンテナンスに加え、来館者にリピーターとなってもらえるような展示室の計画的なリニューアルに取り組んでいきます。

(2) 学校や公民館との連携

- ・ 自然や科学に関心を持つ子ども達の育成に向けて、今後も学校や公民館との交流及び連携した事業に取り組んでいきます。

(3) 市民自らがボランティアなどで博物館活動に参画できる体制づくり

- ・ 博物館活動に参加できる市民有識者や市民ボランティアを育成し、市民自らがボランティアなどで博物館活動に参加できる体制整備を進めます。

(4) 特別展や企画展の開催

- ・ 市内に残る自然や歴史・文化の中で、極めて特徴的で大切なものに焦点をあて、複合文化施設 1 階多目的ホールにて年 1 回特別展を開催します。
- ・ 新たに設けられた企画展示室において、市民に自然や歴史・文化の大切さを伝えられるよう工夫した企画展を開催します。

(5) 専門的な知識を持つ学芸員の配置

- ・ 自然や歴史を尊ぶ成熟した社会実現に役立つことを目指し、市民に開かれた積極的な博物館活動を推進するため、専門的な知識を持つ学芸員の配置に努めていきます。

## ②所蔵資料の整備・充実

### <現状と課題>

- ◆ 温湿度調整機能が備わった収蔵庫が設置されたことから、資料が劣化しないよう適切な管理が可能となりました。

収蔵資料の整理については、引き続き未整理の標本の整備と資料のデータ化が必要です。

### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 未整理の標本の整備と収蔵資料のデータ化を進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 収蔵資料の整理

- ・ 資料の適正な管理を行うとともに、未整理の標本や市民等から新たに寄贈された標本等の整理を引き続き行います。

(2) 収蔵資料の活用

- ・ 収蔵資料の整理やデータ化を進め、常設展示への活用や、市民が必要な時に貸し出せる機能の整備に努めます。

(3) 収蔵資料の充実

- ・ 展示室のリニューアルに向け、新たな資料を計画的に購入することで、資料の充実に努めます。

### ③体験学習の場の提供及び調査研究の実施

#### <現状と課題>

- ◆ 子どもたちの自然・科学への関心が遠のいている中で、学校の授業だけでなく、博物館で「自ら進んで学び、体験すること」を通して自然や科学に興味を持つ子どもたちの育成を図っていくことは、博物館の重要な役割の一つです。

また、自然環境や生物多様性の保全を普及啓発するためには、自然環境を調査し、資料の整理・研究を行い、その成果を情報発信する必要があります。

#### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 自然・科学に関心を持つ子どもたちを育成し、自然環境の大切さを継続して啓発していくため、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 子ども向けの体験学習プログラムの作成

- ・ 子どもたちが楽しく学べる体験学習プログラムなどを作成、活用することにより、自然・科学に関心を持つ子どもたちの育成に努めます。

#### (2) 自然や科学に関する各教室の開催

- ・ 一般市民向けの自然観察会などの教室のほか小・中学生を対象とした夏休みの自然教室や科学実験教室などに継続して取り組んでいきます。

#### (3) 自然調査研究活動と情報発信

- ・ 市民団体等と博物館が協力し、市内に残る自然の環境調査を行い、得られた資料の研究活動とその成果を市民に公開し、情報発信に努めます。

#### (4) 博物館報の発行

- ・ 博物館事業活動などを中心に記録・広報することを目的に、今後も継続して発行してまいります。

| 指 標 名           | 現状値      |     | 平成 33 年度 |
|-----------------|----------|-----|----------|
|                 |          | 年度  | 目標値      |
| 博物館入館者数 (※新博物館) | 11,805 人 | H29 | 12,000 人 |

## 6. 図書館機能の充実と読書活動の推進

### ①蔵書の新陳代謝の推進と蔵書管理の効率化及び利用者サービスの充実

#### <現状と課題>

- ◆ 少子高齢化、高度情報化、グローバル化、社会構造の変化等が進む中、図書館に対する利用者ニーズは多岐にわたると共に複雑化しており、開館時間の延長やレファレンスサービスの向上、図書資料の収集・整理・保存・提供といった、図書館の基本的機能について更なる充実が望まれています。

- ◆ 図書の貸出し冊数は、一度に借りることができる冊数を増やすなど、規約の一部改正を行ったことで大きく伸びています。今後も引き続き利用者のニーズに合わせたより良いサービスの提供に努める必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 利用者ニーズを的確に把握し、図書資料の適切な購入と廃棄による蔵書構成の適正化と蔵書管理の効率化及び利用者へのサービス向上のため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 図書資料整備事業の推進

- ・ 現在蔵書数は館の収蔵能力とされる 15 万冊を維持していますが、古くなり利用されない図書資料も多くあることから、利用者ニーズに合わせた適切で計画的な図書資料の購入と廃棄を推進し、資料の収集・整理・保存といった図書館の基本的な機能の充実に努めます。
- ・ 選書モニター※注⑩による選書を継続し、魅力ある蔵書構成の推進に努めます。
- ・ 有識者等と協力体制をとりながら、郷土資料(地域資料)の収集に努めます。

(2) インターネットによる情報提供

- ・ インターネットサービスの充実を図り、利用者のニーズに合わせ、メールによる予約本の貸出可能の連絡や、新刊・新着本のお知らせ、マイ本棚※注⑩による自己管理サービス、書評コメントや読後評価の表示など、利用者の興味を喚起し、利用促進につながる情報を発信するよう取り組みます。

(3) 職員資質向上への取組

- ・ 利用者からの質問や情報提供等のサービスを充実させるため、各種の職員研修会への参加や自主研修会・合同研修会等を実施し資質向上に取り組みます。

(4) 県立図書館及び県内各図書館との連携

- ・ 県立図書館を中心とした県内公共図書館と連携し、相互貸借による不足資料の貸出等、サービスの向上に努めます。

(5) 祝日開館、安定したレファレンスサービス※注⑩の推進

- ・ 開館時間の延長、祝日開館の実施や司書有資格者による安定したレファレンスサービスの提供など、サービス向上のための運営方法として窓口の業務委託に取り組みます。

| 指 標 名  | 現状値       | 平成 33 年度 |           |
|--------|-----------|----------|-----------|
|        |           | 年度       | 目標値       |
| 図書貸出人員 | 57,004 人  | H27      | 53,000 人  |
| 図書貸出冊数 | 267,164 冊 | H27      | 269,000 冊 |

## ②施設活用の促進と各種グループ等の活動支援

### <現状と課題>

- ◆ 読み聞かせボランティアの2つのグループがそれぞれ月に1回、読み聞かせを行うなど、協力体制を築いています。  
その他、図書館ボランティアや読書会等の自主活動グループについても、それぞれが活動を行っており、引き続きおすすめ本の紹介や図書資料の提供等、支援と協働に取り組む必要があります。
- ◆ 施設の活用については、各種行事（教室・講演会・展示会等）の実施により、利用者参加型による活用の促進に努めています。また、会議室を行事等で使用していないときには、一般開放を行い学習室として提供しています。今後も積極的な事業を展開し生涯学習の拠点施設として施設活用の促進を図る必要があります。

### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 情報集約と生涯学習の拠点施設として、適切な情報提供に努め広く市民に活用を促すとともに各種活動の支援を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 情報提供及びPRの推進と図書館活用の促進

- ・ 市報、図書館だより、ホームページなどを通じ、各種情報の提供と施設利用のPRを展開し魅力ある図書館作りに取り組み、リピーターや新たな利用者の確保に努めます。
- ・ 会議室を使用しない時は、会議室を学習の場として一般に開放します。

#### (2) ボランティア及び自主活動グループの支援と連携の促進

- ・ 読み聞かせ等のボランティアや各自主活動グループに対する活動支援及び連携・協力の推進に努めます。
- ・ 活動の拡大として、各関係機関への働きかけを行い、読み聞かせボランティアの活動促進を支援します。
- ・ 各自主学習グループに対する会場や資料等の提供による支援を継続します。

## ③公民館との連携による遠隔地サービスの充実

### <現状と課題>

- ◆ 平成24年度より、振興局及び振興センター管内の地区公民館を拠点に、宅配業者への委託により、地区公民館を通して図書館の所蔵する本を借りられる遠隔地図書貸出事業に取り組んできました。遠隔地の読書愛好者へのサービスとしては有効であるため、今後も利用者へのサービスの充実に努める必要があります。

### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ より良い形での遠隔地サービスを行うため、地区公民館との連携を図りながら、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 図書配送サービスの促進

- ・ 読みたい本を、地区公民館を通じて借りられる配送サービスや直接自宅まで届ける有料宅配サービスを継続して行い、利用者へのサービスの充実に努めます。

(2) 遠隔地サービスの促進

- ・ 地区公民館との連携強化を図り、公民館主催のイベント時での関連本の貸出などサービスの充実に努めます。

④学校及び福祉保健関係課との連携

<現状と課題>

- ◆ 学校図書館との連携については、希望校に対する巡回図書の実施や図書館職員と学校図書館員との合同研修会、学校図書館員が必要とする図書資料の情報提供を実施するなど連携に努めています。

また、学校図書館員との情報交換や情報提供を行うため情報誌を発行するなど、今後も子どもの図書利用促進に取り組む必要があります。

- ◆ 福祉保健関係課との連携については、平成 23 年度より 7 ヶ月児健診時に乳児向けの絵本を配布し、その絵本をツールとした親子のふれあいを手助けする、ブックスタート事業を開始しました。子どもを情緒豊かに育てると共に読書に対する意識の高揚を図るため、今後も事業の継続に取り組む必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 学校図書館及び福祉保健関係課との連携強化を図り、児童生徒の読書向上と子育ての支援を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) 学校図書館等との連携強化

- ・ 学校図書館への巡回図書の継続と、学校図書館員との合同研修会の実施など、学校図書館との連携強化を図り、子どもの読書向上を推進します。
- ・ 図書館見学や職場実習の積極的な受入れを行い、子供たちの図書館活用の促進に努めます。

(2) ブックスタート事業の推進

- ・ 福祉保健関係課との協働により、絵本を配布する「ブックスタート事業」を継続し、絵本をツールとした読み聞かせによる親子のコミュニケーションづくりを支援します。
- ・ 子育て支援センターとの連携による読み聞かせ会を継続し、配布した絵本の活用と正しい読み聞かせの啓発を行い、子育て世代の図書館の利用促進に努めます。



## ⑤魅力ある施設環境の提供と利便性の向上による利用の促進

<現状と課題>

- ◆ 図書館施設は、建設後 27 年を経過し、経年による老朽化は否めない状況にあります。今後、必要に応じた補修・改修を行いながら、利用者が安心して快適に利用できるよう施設環境の整備に努め、利用の促進を図る必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 施設管理の徹底に努め、現施設において必要とされる補修・改修等を実施し、施設の適正な維持と利用環境整備のため、以下の点を中心に取り組みます。

### (1) 施設補修・改修の推進

- ・ 建設後 27 年を経過し老朽化してきた施設について、適宜必要な補修等の実施により施設の延命対策を講ずると共に適正な維持管理に努めます。
- ・ 図書館内部の改修を行う際には、低書架化など見やすく使いやすい書架配置への改善や静かな利用環境の提供として幼児、児童コーナーを一般開架と隔離する等、施設改修についての検討を行い、安全で快適に利用できる施設環境の整備に努めます。



## Ⅲー第 2 誰もがスポーツに親しめる環境づくり

### 1. スポーツ・レクリエーションの振興

#### ①スポーツ実施率の向上

<現状と課題>

- ◆ 市民のスポーツ等への意欲は高く、多くの市民が自らスポーツ等を行うことは生きがいにつながると考えており、さらに地域への愛着にも結びつきます。市民一人ひとりにとっての生きがいづくり、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸のため、運動・スポーツの実施率の向上を図ることが課題です。
- ◆ 運動・スポーツの実施における障害として、多忙と高齢を挙げる人の割合が多いため、仕事や家事で多忙な市民が、気軽に運動やスポーツができる環境づくりが必要です。また、手軽な運動内容の普及、機会の創出や、市民スポーツを振興するなど、「楽しく」行う契機づくりを行うことが課題です。

- ◆ 児童生徒の体力については、最新の調査において向上が見られます。今後は、運動をすることの好きな児童生徒の割合を高め、生涯にわたって運動やスポーツを続けていく意欲を持つ子どもの育成が重要な課題です。
- ◆ 日田市スポーツ推進委員は、専門的な知識や経験によって地域や市民の運動・スポーツ実施にかかわる活動を行い、ひた 42195 チャレンジウォーク大会などの企画・運営に携わるなど、市のスポーツ振興の要として活躍しています。今後も推進委員協議会と市で一層連携を強化し、活動の活性化を目指す必要があります。

#### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 自分の体力や目的に合わせて、気軽にスポーツに取り組むことで、健康づくりや仲間づくりにつながるよう、スポーツをする機会の充実に向けて、以下の点を中心に取り組みます。
  - (1) 市民の誰もができる生涯スポーツの普及
    - ・ 関係団体・機関と協働し、ミニスポーツやニュースポーツ、軽スポーツなどと呼ばれる種目の普及や、スポーツデイ、県民すこやかスポーツ祭などの行事の振興、市の主催する各種大会に参加しやすい環境づくりに努めます。
  - (2) 市民スポーツの設定と定着
    - ・ 自転車は生涯各世代にわたって通勤や通学に利用している市民も多く、またロードレースなどの大会もブームとなり、愛好者も増えていることから、競技振興とともに、手軽にできる運動・スポーツとして定着を図ります。
    - ・ 「川」は日田市の顔であり、子どもたちの遊びにしてもスポーツにしても「川」がもっても日田らしい場所であると言えます。誰もが楽しく川に親しむことのできる取り組みを実施します。
  - (3) 中学校部活動における地域指導者の活用の円滑化
    - ・ 中学校運動部活動の充実のため、必要に応じて地域スポーツ指導者の円滑な活用を図ります。
  - (4) スポーツ推進委員協議会活動の充実
    - ・ スポーツ推進委員協議会と市は連携を強化して、手軽な運動内容などの普及、機会の創出に関する研究協議を推進し、協議会が主体となるスポーツデイやチャレンジウォーク、その他の活動を協働して推進します。

## ②競技スポーツの振興

#### <現状と課題>

- ◆ 近年、国際大会等において日田市の選手が活躍しています。金銭面の支援だけでなく、トップアスリートの活躍に市民の励ましは重要であり、活躍するアスリ

ートの情報を市民に発信し、反対に市民の声援をアスリートに届けることが重要です。そのような声援の中、成長した選手が後進のための指導者としても活躍するという好循環を生む雰囲気を醸成することも重要です。

- ◆ 日田市体育協会は、競技力向上や指導者育成、各競技の振興、市民体育大会の開催などをはじめ、市民の体力向上やスポーツ精神の涵養を図るべく活動を行っており、市は協会に対して助成を行っていますが、体協傘下の各競技団体においては、ほぼ共通して競技者の高齢化や、競技人口の減少といった課題を抱えており、活動の維持・発展のためには、加盟団体等の組織力と連携の強化が必要です。
- ◆ スポーツ少年団は社会体育の中で、子どもたちの体力や社会性づくりなど青少年の健全育成に貢献していますが、共通して団員減少という課題を抱えています。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ トップアスリートの活躍と、後進のため指導者として活躍するという好循環を生むため、また、競技力向上と各団体の持つ課題解決のため以下の点を中心に取組みます。

(1) トップアスリートの活動助成

- ・ トップアスリート活動支援事業によって、競技力の強化に努める市を代表するトップアスリートに対し、助成を継続して行います。

(2) トップアスリートの情報発信と顕彰

- ・ 市・県の代表として参加する個人や団体に対する激励金や、上位の大会等で上位の成績を納めた場合に交付する賞賜金の制度を継続して実施します。
- ・ トップアスリートの活躍について顕彰すると共に市民に情報発信を行い、将来的に後進のための指導者としても活躍する機運を醸成していきます。

(3) 日田市体育協会の競技力向上への支援

- ・ 競技力向上や指導者育成などを行う日田市体育協会に対し、助成を継続して行います。

(4) 各種競技団体の連携・協働

- ・ スポーツ少年団や競技団体など各団体と日田市が、同じ課題を持つ団体同士の連携と協働ができるよう、意見交換や情報共有等を図ります。

### ③スポーツによる交流人口の増加

<現状と課題>

- ◆ 日田市は、九州各県からのアクセスも良く、市内のスポーツイベントなどスポーツに関する素材を重要な観光資源として生かし、県内外からの誘客や、経済、

人的交流を戦略的に推進する必要があります。

- ◆ 国際スポーツの祭典「第32回オリンピック競技大会（2020／東京）」、「東京2020パラリンピック競技大会」においては、国内の事前キャンプ地に様々なレガシーを残すことが想定されるとともに、本市の認知度やイメージのアップにつながるシティセールス強化の取組につなげていくことも重要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ スポーツコンベンションの振興やスポーツイベントの充実に努めます。

(1) スポーツコンベンションの振興とスポーツイベントの充実

- ・ 市内で開催されるスポーツコンベンションのほか様々な地域資源の魅力と交通アクセスの利点を生かし、交流振興と地域経済へ高い波及効果をもたらす市外からの訪問客の増大を目指して、スポーツツーリズム<sup>※注⑤</sup>の振興を図ります。
- ・ 「天領日田ひなまつり健康マラソン大会」、「ひた42195チャレンジウォーク」、「椿ヶ鼻ヒルクライムレース大会」については日田市を代表する3大スポーツイベントとして定着を図り、一層の交流人口の増大を図ります。

(2) 国際スポーツ大会事前キャンプ地誘致

- ・ 「第32回オリンピック競技大会（2020／東京）」、「東京2020パラリンピック競技大会」においては、日田市にとってシティセールスの絶好のチャンスととらえ、事前キャンプの誘致を積極的に推進します。

#### ④施設利用の向上

<現状と課題>

- ◆ 日田市が設立したスポーツ施設の多くは老朽化が進み、延命整備が求められています。将来の市の財政負担を踏まえ、施設ごとに方向性をまとめる必要があります。利用状況を向上して一層のにぎわいを創出するため、大規模改修等、計画的に整備を行い、安全で安定的な施設の提供を進める必要があります。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ スポーツ施設については、日田市公共施設等総合管理計画に基づき、各施設ごとの方針を定め、整備が必要な施設については計画的な整備に努めます。また、国際スポーツ大会事前キャンプ地誘致活動に伴い、必要な施設整備を行います。

(1) 計画的なスポーツ施設の整備と維持管理

- ・ 誰もが気軽に、安全にスポーツ施設の利用が図られるよう、また、国際スポーツ大会事前キャンプ地誘致活動に伴って必要となる施設改修等も含めて、計画的に整備を進めます。整備を行うに当たっては、施設の将来的な利用状況などの条件を勘案した整備計画により、整備を進め、安定的な施設の提供に努めますが、

今後の利用状況によっては、日田市がこのまま管理を続けるべきかなど、将来的な財政負担も踏まえて、施設ごとの方向性についても検討を進めます。

### ⑤スポーツボランティアの振興

＜現状と課題＞

- ◆ スポーツコンベンション等は、多様で数多くの団体・個人、企業の関わりによって成立するものですが、一層のボランティアに関する啓発や普及が必要です。

＜基本的な方向と今後の取組＞

- ◆ 日田市のスポーツ振興を支える面で重要なスポーツボランティアの普及や組織化に努めます。

#### (1) スポーツイベントボランティアの育成と組織化

- ・ 市主催イベント等の支援体制の充実を図る中で啓発や普及を図り、組織化を目指します。

| 指 標 名                   | 現状値       | 平成 33 年度 |           |
|-------------------------|-----------|----------|-----------|
|                         |           | 年度       | 目標値       |
| 全国大会に出場する市民の人数          | 241       | H27      | 350 人     |
| 大分県民体育大会の成績             | 5 位       | H27      | 3 位以内     |
| スポーツ施設（市所管の 56 施設）の利用人数 | 456,784 人 | H27      | 550,000 人 |
| 成人の週 1 回以上のスポーツ実施率      | 41.1%     | H28      | 65%       |
| 成人の週 3 回以上のスポーツ実施率      | 18.9%     | H28      | 30%       |
| スポーツイベント参加者数            | 4,657 人   | H27      | 4,960 人   |

※実施率の把握にはアンケートが必要であり、H34 以降のスポーツ振興計画を策定する際（H33）に調査を実施。

## IV 《文化芸術の振興》

### IV－第1 ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用

#### 1. ふるさとの歴史・文化の保存と未来へ向けての活用

##### ①歴史・文化の保存と活用に向けた取組の充実

###### <現状と課題>

- ◆ 文化財基本計画については、全体的な計画の策定までに至りませんでした。史跡や有形、無形の文化財について個々の整備計画や保存修理計画、調査等のとりまとめを行ってきました。

今後は、これらの計画等を取りまとめ、文化財に関わる他の制度・施策との整合性を図りながら文化財を総合的に保存・活用していくための方向性を示す基本的な計画の策定に取り組む必要があります。

- ◆ 各地域に残る史資料（古文書、民俗資料等）については、所有者の高齢化や転出等による散逸が懸念されることから所有者とも連絡を取りながら文化財保護員と連携して情報収集に努めるとともに、保管や修理等の適切な指導又は支援を行うことが必要です。

- ◆ 本市には地域の歴史を伝える埋蔵文化財が豊富に残っています。

発掘調査等については、埋蔵文化財の存在が確認されている包蔵地や工事等に関する取扱い手続きの周知を行い、迅速な対応による遺跡や遺物の保存ができています。

また、出土した土器等の公開により普及啓発に努めることができました。今後も引き続き、調査の迅速な対応と遺跡・遺物の適切な保存・管理・活用に努めることが必要です。

- ◆ 町並みや民俗文化財などの指定文化財については、高齢化や人口減少等により保存・継承が困難になってきています。こうした文化財を保存・継承するためには、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われないよう後世へ引き継ぐための支援が必要です。

###### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 貴重な文化財を保護し、保存・整備・活用に向けて計画的に進めるため、以下の点を中心に取り組みます。

##### (1) 文化財基本計画の策定

- ・ 文化財の保存及び活用を計画的に推進し、文化財を活かしたまちづくりの実現に向けた文化財基本計画の策定を見据え、保存修理・整備計画を類型ごとに取りまとめ、総合的な把握に取り組みます。

## (2) 文化財の調査と保存・管理の推進

- ・ 日田市の文化財について、貴重な歴史資料の存在や指定文化財の保存状態の把握など文化財保護員等と情報収集に努めるとともに、調査、保管及び修理等の適切な指導とあわせて支援に取り組みます。
- ・ 埋蔵文化財については、歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な国民的財産であり、適切に保存・活用を図る必要があるため、関係者や事業者との事前調整等を的確に行い、併せて業務委託を積極的に推進することにより、発掘調査の迅速な対応と遺跡・遺物等の効率的かつ適切な保存・管理さらには展示公開等による活用に努めていきます。

## (3) 官・民・学連携の推進

- ・ 日田市の文化財について、その価値を明らかにするため引き続き大学や民間の研究機関等と連携して総合的な学術研究を進め、その研究成果を各種講座、講演会等に取り入れ、また広報やホームページを活用して市民への情報提供に努めていきます。

## (4) 文化財保存団体等の育成・支援

- ・ 町並みや民俗文化財などの指定文化財を保存・継承する各種団体や後継者等人材の育成を図るとともに、用具等の製作・修理等必要な伝統技術を継承するための支援及び文化財を活かしたまちづくり活動を支援します。  
伝建事業については、平成 30 年度に『全国伝統的建造物群保存地区協議会』の開催が本市で予定されていることから、地元伝建保存会と行政が一体となって対応します。

## 2. 保存と活用に向けた環境の整備

### ①保存と活用に向けた環境の整備

<現状と課題>

- ◆ 史跡の保存整備に関しては、ガランドヤ古墳 1 号墳の保存施設の整備が完了し、進入路用地の公有化や整備に向けての取組に着手することができました。今後、ガイドンス施設の整備や公開に向けての管理方法など、適切な環境整備に努めることが必要です。

咸宜園跡においては、東家の外構や園内排水等の整備を完了し、併せて西家の公有化に取り組みました。今後、西塾跡地の遺構調査に着手し、史跡の概要を明らかにするとともに整備計画を策定する必要があります。

- ◆ 豆田町伝統的建造物群保存地区における修理保存事業の内、豆田まちづくり歴史交流館については、敷地内の外構工事を実施することで一体的な整備が完了します。

今後も引き続き緊急度の高い建造物の修理修景事業や屋外消火栓の設置等防災事業を実施し、保全と活用に向けた環境の整備が必要です。

- ◆ 歴史的建造物については、国の史跡に追加指定された廣瀬家の保存活用基本計画策定及び基本設計に対する支援を行いました。また、草野家などの国指定重要文化財をはじめ、老朽化により保存が懸念される建造物の保存修理事業を今後も継続して支援することで、復原整備し地域性のある文化財としての価値を周知していく必要があります。
- ◆ 「小鹿田焼の里」の棚田整備や道路改修により地域の風土により形成された国選定の重要文化的景観を保存することができました。今後は「小鹿田焼の里」の集落や棚田の景観を市内外へアピールするとともに、都市との交流を図りながら、集落景観の保全と活用に取り組む必要があります。

#### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 文化財の価値を顕在化し、地域の文化財の重要性を広く情報発信するために、引き続き、保全と活用に向けた環境整備の観点から、以下の点を中心に取り組みます。
  - (1) 史跡の保存整備の推進
    - ・ 咸宜園跡、小迫辻原遺跡、ガランドヤ古墳をはじめとした史跡について、計画的な保存整備及び適切な保存管理に努め、有効な公開活用に向けた環境の整備を行っていきます。
  - (2) 歴史的建造物、町並みの保存整備の推進
    - ・ 豆田地区については、今後も引き続き歴史的な町並みの保全と活用を図り、歴史と文化の賑わいのあるまちづくりの推進を図っていきます。

また、草野家住宅及び廣瀬家などの国指定の重要文化財や史跡をはじめとする歴史的建造物についても、引き続き計画的な保存修理に努め、地域性のある文化財としての価値を多くの方に紹介していきます。
  - (3) 文化的景観保護の推進
    - ・ 「小鹿田焼の里」については、整備された棚田の景観や集落を市内外へ広く周知するなど積極的な活用を努めます。また、地域の生活・生業に根ざした景観を地域で守り、次世代へと継承していくため、建築物の修理等の維持管理に向けてガイドラインの整備に取り組めます。



| 指 標 名             | 現状値      |     | 目標値      |
|-------------------|----------|-----|----------|
|                   |          | 年度  | 平成 33 年度 |
| 伝統的建造物修理済建造物数（累計） | 39 件     | H27 | 50 件     |
| 史跡咸宜園跡の来訪者数       | 21,365 人 | H27 | 23,000 人 |

※伝統的建造物特定物件（建築物）173 棟

### 3. 愛護意識の高揚と愛護活動への支援

#### ①文化財の普及啓発の推進

<現状と課題>

- ◆ 「日田祇園の曳山行事」のユネスコ無形文化遺産登録や咸宜園などの日本遺産の認定また、文化財に関連するイベントの開催などにより、文化財に対する愛護意識の浸透が図られています。更なる普及啓発のためには、引き続き文化財の展示公開、講座、研修会等の開催や市のホームページを通じて情報発信を行い、市民の文化財愛護意識の高揚、愛護活動への参加促進が必要です。
- ◆ 新たに整備した埋蔵文化財センターでの考古体験教室や常設展・特別展の実施、公民館活動・学校との連携により市民等への普及啓発活動の支援を行うことができました。行政と地域が一体となった文化財の保存と活用のため、今後も引き続き文化財愛護活動の支援や取組を進め、地域の歴史や文化財を活かした地域づくり・人づくりを行う必要があります。  
また、伝建地区においては、豆田町伝建保存会、NPO法人本物の伝統を守る会及び学校と連携した、伝統工法の継承を含む保存活動や、生涯学習の場としての普及啓発が必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 地域の歴史を愛する心をはぐくみ、市民への文化財の普及啓発を図るため、以下の点を中心に取組みます。
  - (1) 展示・公開、講座、研修会等の開催と情報発信
    - ・ 文化財修理現場の一般公開や埋蔵文化財の公開展示、各種講座等を継続的に実施し、加えて、ホームページ等を活用した情報発信を行います。さらに、文化財防火デー等、民間団体との連携を図り、文化財の啓蒙、啓発に努めます。
  - (2) 文化財資料の活用と支援
    - ・ 学校や公民館等と連携し、学習の場において出土遺物等歴史資料を利用するなど、文化財の活動に対して支援を行います。  
また、伝建地区においては、今後も豆田町伝建保存会をはじめ各団体との連携

を図り、豆田まちづくり交流館での展示や修理工事の現場見学会を引き続き実施することで、保存活動や生涯学習の場として普及啓発に努めます。

| 指 標 名           | 現状値   |     | 目標値      |
|-----------------|-------|-----|----------|
|                 |       | 年度  | 平成 33 年度 |
| ホームページ等による情報発信数 | 7 件   | H27 | 12 件     |
| 古文書入門講座受講者数     | 38 人  | H27 | 50 人     |
| 考古学講座受講者数       | 60 人  | H27 | 65 人     |
| 埋蔵文化財センター入館者数   | 269 人 | H27 | 600 人    |
| 文化財講話・体験受講者数    | 456 人 | H27 | 500 人    |
| 現地見学会等受講者数      | —     | 新規  | 150 人    |
| 伝建修理現場研修会の開催    | 3 回   | H27 | 2 回      |

#### 4. 咸宜園教育等の普及啓発と世界文化遺産登録

##### ①咸宜園教育研究センターの取組と世界文化遺産登録の推進

<現状と課題>

◆ 咸宜園教育研究センターでは、郷土の先哲「廣瀬淡窓」の教育理念や教育方法のほか、私塾「咸宜園」の実態把握に関する調査・研究を行っています。中でも、淡窓が実践した咸宜園教育の内容を明らかにするため、また歴代塾主や門下生の情報を収集するために各地に所在する資料の調査は、特に重要な役割を担っています。今後はこれらの調査・研究の成果を広く公開し、さらには、講座や体験学習会を開催することで、市民に文化財の大切さを再認識していただく機会を提供していく必要があります。

また、「咸宜園」を世界文化遺産へ登録する運動を進めています。現在は、国の世界遺産暫定一覧表への登録を目指して、ユネスコが定めた作業指針に基づいて「顕著で普遍的な価値(OUV)」を証明するため、平成 27 年度に「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として共に日本遺産に認定された水戸市、足利市、備前市と連携した取組を進めています。今後もこの運動を日田市民と一体となり推進するとともに、国の機関や全国に向けてアピールすることで、機運を高め日田市全体の取組としていかなければなりません。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 「咸宜園」や「廣瀬淡窓」に関する市民の意識高揚を図り、咸宜園の世界文化遺産登録に向け、市民と一体となった取組を推進するため、以下の点を中心に取り組みます。

◆ 廣瀬淡窓が咸宜園を開いた日である 2 月 23 日を「咸宜園の日」と定め、廣瀬淡窓や咸宜園の教育及び門下生等についての理解を深め、郷土を愛する心を育む機会を提供します。

(1) 咸宜園教育等の調査・研究

- ・ 廣瀬淡窓など歴代塾主や門下生らが残した資料やこれまでの刊行物により、咸宜園の教育内容やその特色のほか、咸宜園教育の広がりなどを明らかにするための調査・研究に取り組みます。

(2) 普及・啓発・情報発信

- ・ 咸宜園教育や廣瀬淡窓及び門下生等に関する講演会や講座の開催、また体験学習として「咸宜園入門ボックス」の活用を関係団体に働きかけるとともに、出前講座や出張教室に講師を派遣します。
- ・ 研究の成果を、刊行物の発行やホームページ等の活用により積極的に公表します。
- ・ 「咸宜園の日」又は、その前後に講演会などを開催し、積極的な発信に努めるとともに、交流人口の増に取り組みます。

(3) 咸宜園教育研究センターの運営

- ・ 入館者が利用しやすく、かつ鑑賞しやすい展示に努めます。
- ・ 積極的な情報公開及び国内外への情報発信に努め、市主催のイベント等と連携し、入館者の増に取り組みます。

(4) 世界文化遺産登録の取組

- ・ 4市で構成する協議会の活動を通じて、まずは「暫定一覧表」記載を目指します。
- ・ 世界文化遺産登録に向けた市民活動を推進するため、市民団体「咸宜園平成門下生之会」と連携し普及啓発活動を進め、市民の世界遺産登録に対する機運の醸成に努めます。

(5) 日本遺産の活用

- ・ 「日田市日本遺産活性化懇話会」を中心に、日本遺産認定を活かした取組を推進します。
- ・ 日本遺産連盟に加盟している自治体と連携し、国内外への積極的な情報発信に努めます。
- ・ 国の事業を積極的に活用し、水戸市や足利市、備前市と連携して、日本遺産を活用した観光振興や地域の活性化を図り、交流人口の増加に努めます。

| 指 標 名           | 現状値      | 目標値 |          |
|-----------------|----------|-----|----------|
|                 |          | 年度  | 平成 33 年度 |
| 咸宜園教育研究センター入館者数 | 21,365 人 | H27 | 23,000 人 |



## IV－第2 誰もが文化・芸術を親しみ、学べる環境づくり

### 1. 誰もが文化に接することができる環境の整備

#### ① 文化活動及び鑑賞のための機会の充実

##### <現状と課題>

- ◆ 芸術文化を振興するための施策として、鑑賞機会の充実や児童生徒の文化活動が重要です。また、市民の多くは、文化や趣味のサークルなどで社会活動への参加を希望していることから、鑑賞や活動のための環境整備が必要です。

平成28年8月には、中央公民館、博物館、美術展示ギャラリーを兼ね備えた日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）が開館したことから、これまで以上に多彩な文化活動の展開が期待されます。

また、開館して10年を迎える日田市民文化会館（パトリア日田）においては、優れた、様々な分野の公演を招聘できるようになりましたが、日田市民文化会館（パトリア日田）の機能が十分に活用されるような取組も必要です。あわせて、高齢であることや障がいがあることが理由で、鑑賞したり活動したりすることが困難な市民に対して文化に触れる機会を提供することが必要です。

- ◆ 平成30年度に、国民文化祭が大分県で開催されます。事業の推進に当たっては、県及び各市町村並びに各関係団体と連携を密にし取組を進め、今後の本市における文化芸術活動の一層の活性化につなげていく必要があります。

##### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 文化活動及び鑑賞のための機会の充実を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 日田市民文化会館（パトリア日田）での舞台公演や展覧会などの開催

- ・ 市民が文化芸術に親しむ気運の醸成を図るため、優れた芸術の鑑賞機会の提供に取り組みます。
- ・ 日田市民文化会館（パトリア日田）の運営を支える芸術鑑賞友の会を充実し、鑑賞者の確保と育成に努めます。
- ・ 青少年が文化芸術を体験し、学習し、創造できる機会の創出に努めます。
- ・ 文化芸術に触れる機会の少ない高齢者や障がい者に対し、福祉施設等においてアウトリーチ※注⑩等による文化活動の促進を図ります。

#### (2) 市民文化振興基金事業の実施

- ・ 市民文化振興基金を活用した舞台公演の招へいや、芸術文化鑑賞バスツアーを実施します。

#### (3) 日田市文教祭の開催

- ・ 市民の主体的な文化活動の促進を図るため、芸術文化分野の発表の場を提供します。

(4) 日田市複合文化施設 A O S E (アオーゼ) の活用

- ・ 美術展示ギャラリーや多目的ホールを活用して、所蔵美術品の展示会、企画展に取り組みます。

(5) 「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」への取組

- ・ 「第 33 回国民文化祭・おおいた 2018」の開催に向け、市及び市内関係団体等で構成される日田市実行委員会を組織し、文化芸術活動の一層の活性化に向けた各種事業への取組を行います。

## ② 人材の育成及び確保

### <現状と課題>

- ◆ 文化活動には、ボランティアの存在が欠かせません。現在、文化団体の多くは、福祉施設や学校などで、公演や技術指導などのボランティア活動を行っています。  
しかし、団体に所属していない市民は、時間が取れないことや情報が少ないことなどから、ボランティア活動に参加できない状況です。市民への情報提供と合わせて、日田市民文化会館（パトリア日田）のホール運営、技術指導など、文化活動を幅広く支える人材の育成が必要です。

### <基本的な方向と今後の取組>

- ◆ 人材の育成及び確保を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

#### (1) 文化ボランティアの育成

- ・ 日田市民文化会館（パトリア日田）の事業を支えるボランティアの活動促進や技術向上のための講座を行い、ボランティア組織の強化及び人材の育成を図ります。
- ・ 市民が文化活動に関心を持ってもらうため、日田市民文化会館の施設を活用したワークショップを開催します。

#### (2) 日田市文化芸術激励金の交付

- ・ 人材の育成・確保を図り、文化芸術の振興を促進していくことを目的に、九州大会以上の大会に個人又は団体で出場、出品する小学生、中学生、高校生に対し激励金を交付します。

## ③ 情報の発信及び収集

### <現状と課題>

- ◆ 芸術鑑賞や文化活動に対する関心はあるものの、情報を入手できずに、参加できない市民が多いことから、団体の活動や近隣施設の公演などの情報を広く収集し、市民に提供していくことが必要です。

<基本的な方向と今後の取組>

◆ 情報の発信及び収集を図るため、以下の点を中心に取り組みます。

(1) パトリア日田イベントニュースの発行

- ・ 日田市民文化会館（パトリア日田）の公演やイベント情報の載ったイベントニュースを定期的に発行します。また、ホームページに貸館情報やイベント内容を記載し、随時更新していきます。

(2) 日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）の情報発信

- ・ 多目的ホール・美術展示ギャラリーでのイベントや博物館の企画展などの情報発信に努めます。

| 指 標 名                               | 現状値         |     | 目標値         |
|-------------------------------------|-------------|-----|-------------|
|                                     |             | 年度  | 平成 33 年度    |
| 日田市民文化会館利用者数                        | 159,939 人/年 | H27 | 148,000 人/年 |
| 日田市民文化会館友の会会員数                      | 428 人       | H28 | 500 人       |
| 日田市複合文化施設A O S E（アオーゼ）美術展示ギャラリー入場者数 | —           | —   | 5,000 人/年   |

## ■用語の解説

### ※注①アクティブラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

### ※注②ICT

Information and Communication Technology の略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。

### ※注③スクールカウンセラー

子どもの心理に焦点をあて、感情や情緒面や行動等の個人の変容を促す仕事。

### ※注④スクールソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士のどちらかの資格を持った方が務め、家庭状況や生活環境、保護者等に焦点をあて家庭環境、生活環境等の改善のため関係機関との連携や調整、仲裁をする仕事。

### ※注⑤心の相談員

学校に行きたくても行けない不登校の児童生徒を対象に家庭訪問や一緒に登校、別室登校者支援等、学校復帰支援を行う仕事。

### ※注⑥コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、地域や保護者の方々が学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校のこと。

### ※注⑦第三次とりまとめ

平成 20 年度に文部科学省が示した、学校教育における人権教育の推進に関する基本理念や言葉の定義、具体的な指導方法・内容などを示したもの。

### ※注⑧「人権感覚」

人権の価値や意義、それを尊重する態度や技能をまとめたもの。

### ※注⑨ゲストティーチャー

児童生徒の主体的、体験的な学びを目的とし、授業に「先生」として招く、各種の職業人や様々な活動に取り組み、知識や経験等が豊富な方々のこと。

### ※注⑩エコスクール

学校を環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設として整備して、環境教育の教材として活用すること。

#### ※注⑪無線LAN

電波でデータの送受信を行う構内通信網（Local Area Network）のこと。

#### ※注⑫選書モニター

新刊書の中から、購入する本の選書をしていただく方々。市民から募集し、応募された方々が行っている。

#### ※注⑬マイ本棚

読んだ本の記録や、読みたい本のリストを作れるサービス。予約した本や借りた本、これから読みたい本などの登録、読んだ本の感想などを記録して自分なりの読書ノートとして活用できるもの。

#### ※注⑭レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務。

#### ※注⑮スポーツツーリズム

スポーツの観戦や市民マラソンなどに参加するための旅行およびそれに伴う周辺観光や、スポーツを支える人々との交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。

スポーツと観光の融合によって新たな旅行行動を喚起し、宿泊数の増加、旅行消費額の拡大が期待される。

#### ※注⑯アウトリーチ

地域社会への奉仕活動や出張サービスのこと。例えばオーケストラの公演があった場合、バイオリニストを福祉施設等に派遣してミニコンサートを開催するなど、文化施設が地域に出向き、働きかけを行うことを意味する。